

平成 23 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 23 年 2 月 23 日開会

柳泉園組合議会

平成23年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	2
・指定第1号	2
・選挙第1号	5
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	7
・選任第1号	7
・諸般の報告	7
・施政方針	7
・行政報告	7
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	30
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	35
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	38
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	38
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	60
○閉 会	61

平成23年第1回

柳泉園組合議会定例会会議録

平成23年2月23日 開会

議事日程

- 1 仮議席の指定
 - 2 指定第1号 議席の指定
 - 3 選挙第1号 副議長の選挙
 - 4 会期の決定
 - 5 会議録署名議員の指名
 - 6 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 - 7 諸般の報告
 - 8 施政方針
 - 9 行政報告
 - 10 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
について
 - 11 議案第2号 平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算
 - 12 議案第3号 平成23年度柳泉園組合経費の負担金について
 - 13 議案第4号 平成23年度柳泉園組合一般会計予算
 - 14 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 小山 慣一 | 2番 沢田 孝康 |
| 3番 上田 芳裕 | 4番 石塚 真知子 |
| 5番 遠藤 源太郎 | 6番 安齊 慎一郎 |
| 7番 森田 正英 | 8番 原 まさ子 |
| 9番 西上 ただし | |

2 関係者の出席

- | | |
|-----|-------|
| 管理者 | 馬場 一彦 |
|-----|-------|

副 管 理 者	星 野 繁
副 管 理 者	坂 口 光 治
助 役	森 田 浩
会計管理者	坂 東 正 樹
東久留米市環境部長	橋 爪 和 彦
清瀬市市民生活部長	金 子 宗 助
西東京市みどり環境部長	金 谷 正 夫

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	涌 井 敬 太
技術課主幹	大 場 俊 美
資源推進課長	佐 藤 元 昭
施設管理課長補佐	千 葉 善 一
技術課長補佐	鳥 居 茂 昭
書記	浜 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	上 里 直 樹

午前 9時59分 開会

○議長（森田正英） 定足数に達しておりますので、ただいまより平成23年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（森田正英） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

○議長（森田正英） 「日程第2、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定をいたします。

議員各位の氏名と議席の番号を職員に朗読させます。

○総務課長（新井謙二） それでは、朗読いたします。

4番、石塚真知子議員、5番、遠藤源太郎議員、6番、安斉慎一郎議員、以上でございます。

○議長（森田正英） ただいま朗読したとおり議席を指定いたしました。

ここで、昨年末に西東京市におきまして市議会議員選挙が行われ、本日、柳泉園組合議会議員として新たに選任された皆様が御出席されております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位のごあいさつを1番の小山議員から順次お願いいたします。

○1番（小山慣一） 1番議員の東久留米から選出の小山慣一でございます。自由民主党の所属でございます。よろしくお願いいたします。

○2番（沢田孝康） 2番議員の東久留米市議会議員の沢田孝康でございます。よろしくお願いいたします。所属は公明党でございます。

○3番（上田芳裕） 3番の上田でございます。よろしくお願いいたします。所属は公明党です。

○4番（石塚真知子） 4番の石塚真知子でございます。西東京市から参りました。所属は民主党でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（遠藤源太郎） 5番の遠藤源太郎です。この柳泉園、実は3回目なんですけど、10年ごとぐらいにやってきております。どうぞよろしくお願いいたします。所属は自由民主党に所属しております。

○6番（安斉慎一郎） 6番の安斉慎一郎です。西東京市です。所属は日本共産党です。よろしくお願いいたします。

○8番（原まさ子） 8番の原まさ子でございます。清瀬市の選出です。生活者ネットワークに所属しております。よろしくお願いいたします。

○9番（西上ただし） 9番の西上ただしでございます。清瀬市の選出でございます。所属は公明党でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 最後になりますけれども、議長をさせていただきます清瀬市の森田正英です。所属は、党の所属はありませんけど、会派は自民クラブという会派に所属しております。

皆様、ありがとうございました。

続いて、ここで助役より特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願いいたします。

- 助役（森田浩） それでは、紹介をさせていただきます。
- 初めに、柳泉園組合管理者、馬場一彦東久留米市長でございます。
- 管理者（馬場一彦） よろしくお願ひいたします。
- 助役（森田浩） 次に、副管理者、星野繁清瀬市長でございます。
- 副管理者（星野繁） 星野です。どうぞよろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 同じく、副管理者、坂口光治西東京市長でございます。
- 副管理者（坂口光治） 坂口光治です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、坂東正樹会計管理者でございます。
- 会計管理者（坂東正樹） 坂東です。よろしくお願ひいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。
- 清瀬市の金子宗助市民生活部長でございます。
- 清瀬市市民生活部長（金子宗助） 金子です。よろしくお願ひいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、東久留米市の橋爪和彦環境部長でございます。
- 東久留米市環境部長（橋爪和彦） 橋爪です。よろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 続きまして、西東京市の金谷正夫みどり環境部長でございます。
- 西東京しみどり環境部長（金谷正夫） 金谷です。よろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。
- まず、新井総務課長でございます。
- 総務課長（新井謙二） 新井です。よろしくお願ひいたします。
- 助役（森田浩） 中村施設管理課長でございます。
- 施設管理課長（中村清） 中村です。よろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 涌井技術課長でございます。
- 技術課長（涌井敬太） 涌井でございます。よろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 大場技術課主幹でございます。
- 技術課主幹（大場俊美） 大場です。よろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 佐藤資源推進課長でございます。
- 資源推進課長（佐藤元昭） 佐藤です。よろしくお願ひいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、事務局書記として浜野庶務文書課係長でございます。
- 事務局書記（浜野和也） 浜野です。よろしくお願ひします。
- 助役（森田浩） 濱田庶務文書課主任でございます。

○事務局書記（濱田伸陽） 濱田です。よろしくお願いします。

○助役（森田浩） 上里庶務文書課主事でございます。

○事務局書記（上里直樹） 上里です。よろしくお願いします。

○助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。

○議長（森田正英） 以上で特別職等の紹介を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（森田正英） 「日程第3、選挙第1号、副議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によるものと決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、議長において指名することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、西東京市選出の遠藤源太郎議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました遠藤源太郎議員を副議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました遠藤源太郎議員が副議長に当選をいたしました。ここで、会議規則第31条第2項の規定により、告知をいたします。

それでは、当選の承認及びごあいさつをお願いしたいと思います。遠藤議員、お願いいたします。

○副議長（遠藤源太郎） ただいま御推挙いただきました遠藤源太郎でございます。議長を補佐いたしまして、公正公平な運営に心がけてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（森田正英） ありがとうございます。

○議長（森田正英） 「日程第4、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月16日に代表者会議が開催されております。東久留米市の代表委員であります沢田孝康議員に報告を求めます。

○2番（沢田孝康） それでは、御報告をいたします。

去る2月16日（水曜日）に代表者会議が開催され、平成23年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成23年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、本日2月23日、一日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第7、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第11、議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第12、議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第13、議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括議題として上程し、個々に質疑、討論を受け、採決いたします。

最後に、「日程第14、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日予定された日程がすべて終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での決定事項でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（森田正英） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会は、代表委員の報告のとおり本日一日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（森田正英） 「日程第5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、上田芳裕議員、第4番、石塚真知子議員、以上のお二人の方をお願いいたします。

○議長（森田正英） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

石塚真知子議員、遠藤源太郎議員、安斉慎一郎議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（森田正英） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず、「施政方針」を行います。

○管理者（馬場一彦） 本日、平成23年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、施政方針を申し上げる前に、一言ごあいさつを申し上げます。

各市とも、第1回定例会の開催を控えまして、それぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の柳泉園組合議会定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げる次第であります。

本日の定例会におきましては、御案内のとおり、条例及び平成23年度予算案など4件の議案を御提案申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、施政方針を申し上げさせていただきます。

平成23年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、柳泉園組合の主な課題とその対応及び平成23年度事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、温室効果ガスを25%削減するとの目標を掲げており、これに関連し、廃棄物処理施設における長寿命化及び地球温暖化防止対策の推進について、循環型社会形成推進交付金の制度に組み入れるなど、ごみの焼却に当たっては循環型社会と低炭素社会の総合的な実現に向け、高効率の発電を行うことでCO₂の削減を図る方向への政策転換が求められております。

関係市においては、ごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応を行っております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図り、地球温暖化対策の推進も視野に入れた施設の維持管理及び運転管理を工夫し、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、日々排出される廃棄物の処理を安全で衛生的に安定して行いつつ、経費の削減に努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。

歳入は、事業系一般廃棄物の搬入量が減少していることから、ごみ処理手数料が大幅に減収となりますが、資源回収物の売り払いは資源物の流通が回復し、価格が上昇したことによる増、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱に基づき、平成22年度多摩川衛生組

合及び東村山市からのごみ処理を受託したことにより、繰越金が増となります。

一方、歳出において、クリーンポートは、竣工後10年が経過し、経年劣化している重要部品の交換及び増大する維持補修費を必要最小限に抑えたため、平成23年度の負担金は前年度と比べ5,933万6,000円、2.9%の減となりました。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から関係市との人事交流を行ってまいりましたが、定年退職後の欠員分について、人件費抑制のため原則補充は行わず、新規職員の採用を抑制していることから、職員数が減少しているため、前年度に引き続き新たな人事交流は見合わせることにいたしました。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年にわたる団塊世代の定年退職者及び普通退職者の欠員分は、人件費抑制のため原則補充は行わないこととしております。この欠員分については、再任用職員を積極的に活用しております。また、クリーンポートの運転管理に係る欠員分については、平成14年度より派遣法に基づき派遣職員で対応しておりましたが、このたび厚生労働省より派遣期間の制限のない専門的26業務についての指針が示され、廃棄物処理施設の運転業務は26業務には該当しないということが明確化されましたので、運転業務の一部を委託に変更することといたしました。

平成23年度の職員数は、正規職員41人と再任用職員6人の47人体制といたします。

次に、平成23年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成21年度の決算額及び22年度の決算見込みをもとに精査した上で計上し、歳出の各施設の維持管理に係る維持補修費、消耗品費、光熱水費、委託業務等は経費節減に努め、基本的に平成21年度の決算額をもとに精査した上で計上しております。

次に、平成23年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成21年度実績と比較して126トン、0.2%の減を見込んでおりますが、広域支援により東村山市分425トンを含めると299トン、0.4%増となります。

なお、ごみを焼却する際に発生する地球温暖化の要因であるCO₂の量は、関係市にお

いて容器包装プラスチックの分別収集を開始したことにより、軟質系プラスチック類の搬入が減少したため、平成21年度実績と比較して3,999トン-CO₂、10.7%削減される見込みであります。

また、クリーンポートにおいては、施設の安定稼働を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、平成23年度においても経年劣化している重要部品の交換等も実施いたします。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成21年度実績と比較して227トン、3.0%の減を見込んでおり、これは容器包装プラスチックの分別収集を開始する前の平成17年度実績と比較して6,347トン、46.4%の減となります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として再利用することにより、埋立量の削減に努めてまいります。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成21年度実績と比較して426トン、5.1%の減を見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮こん包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しいくずガラスについても建設資材等として加工し再利用することにより、埋立量の削減に努めてまいります。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成21年度実績と比較して36キロリットル、1.9%の減を見込んでおり、処理後の排水については希釈した上で下水道放流いたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆様に快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

平成23年度関係市においては、一般廃棄物処理基本計画の見直しが予定されていることから、当組合においても関係市に合わせ見直しを行います。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化の状況、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びにし尿の搬入量等を見な

から、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携して、その基本的な方向性を検討し、一般廃棄物処理基本的計画に反映させたいと考えております。

また、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして平成23年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○議長（森田正英） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成22年11月から平成23年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。行政報告書をごらんください。

初めに、1ページの総務関係でございます。1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月4日に、東村山市においては9日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営の状況等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところであります。

11月12日に関係市で構成する事務連絡協議会を16日に管理者会議を開催し、平成22年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。

また、12月20日から24日にかけて、平成23年度予算（案）について、持ち回りで関係市にお伺いし、御説明をさせていただきました。

次に、（2）東村山市の可燃ごみの受入れについてでございますが、支援の根拠は、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条第2号に規定する「施設の改修工事であらかじめ計画された事態」による支援として実施するものであります。去る1月17日に委託契約を締結し、2月1日より受け入れを開始いたしました。

当初の予定では、2月11日までの計7日間で620トン以内を受け入れる予定でしたが、支援実績は期間が2月10日までの計6日間となり、支援量は491トンの受け入れを行いました。

なお、行政報告資料2に「可燃ごみ焼却処理委託契約書」を添付させていただいておりますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、2ページの2、見学者についてでございますが、今期は11件、422人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が5件、374人でございます。

次に、3のホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思います。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員におきまして11月30日に例月出納検査が行われております。

次に、6の契約の状況についてでございますが、今期は3件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料1に記載してございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は、表4-1に記載のとおり、1万8,959トンで、これは昨年同期と比較いたしまして449トン、2.4%の増加となっております。

内訳では、可燃ごみにつきましては、4ページの表4-2のとおり1万6,859トンで、昨年同期と比較いたしまして274トン、1.7%の増加、不燃ごみにつきましては、表4-3のとおり1,982トンで、昨年同期と比較いたしまして205トン、11.5%の増加、粗大ごみにつきましては、5ページの表4-4のとおり118トンで、昨年同期と比較いたしまして30トン、20.0%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページをごらんください。表5-3でございますが、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページでございます。表6でございますが、缶類等の資源物の搬入状況

をまとめたものでございます。今期の総搬入量は2,162トンで、昨年同期と比較いたしまして80トン、3.8%の増加となっております。

次に、2の施設の稼働状況でございます。まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、10月から実施しておりました1号炉及び汚水処理設備定期点検整備補修が完了し、その後、施設は順調に稼働しております。また、周辺自治会の方の立ち会いのもと、11月29日及び1月27日に排ガス中、また、1月20日に土壌中のそれぞれダイオキシン類測定を実施いたしております。

続きまして、9ページでございます。表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しています可燃物等の焼却量は1万8,708トンで、昨年同期と比較いたしまして577トン、3.2%の増加となっております。

表8から10ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、11ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。11月にごみ投入クレーン補修及び粗大ごみ処理施設定期点検整備補修を行い、1月に磁選機修理及び可燃性粗大ごみ切断機補修を行い、施設は順調に稼働しております。

次に、表11の粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃・粗大ごみ処理量は2,100トンで、昨年同期と比較いたしまして175トン、9.1%の増加となっております。

続きまして、12ページでございます。(3)リサイクルセンターでございます。12月にリサイクルセンター定期点検整備補修及びリサイクルセンターびん系列制御盤補修を1月にコンベヤベルト交換補修を行い、施設は順調に稼働しております。

次に、表12のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は2,162トンで、昨年同期と比較いたしまして80トン、3.8%の増加となっております。

続きまして、13ページの3、最終処分場についてでございます。引き続き、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出してしております。今期は2,394トンで、昨年同期と比較いたしまして32トン、1.3%の増加となっております。搬出状況は表13に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、くずガラス等につきましては、埋立処分をせずにRPFや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては、表

14に記載のとおりでございます。

続きまして、14ページでございます。し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は463キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして36キロリットル、8.4%の増加となっております。表15-1から、15ページの表15-4に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、15ページの2、施設の稼働状況でございますが、今期は貯留槽清掃及び脱臭塔活性炭交換を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表16のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

16ページの施設管理関係、1、厚生施設についてでございます。各施設の利用状況でございますが、昨年同期と比較いたしますと、野球場では10.5%の増、テニスコートが5.4%の増、室内プールが4.5%の増とそれぞれ利用者は増加しておりますが、浴場施設につきましては3.2%の減となっております。詳細につきましては、表17-1及び表17-2に記載のとおりでございます。

また、各施設の使用料の収入状況につきましては、17ページの表18に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表19及び18ページの表20に記載しております。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

最後に、1点ほど御報告させていただきたいと思っております。

エル企画の関係でございますが、エル企画におけるアルミ缶売却代金の未納についての経過でございます。

前回の第4回定例会におきましては、「去る11月1日に新しい代表者が決定したことが判明いたしましたので、当該代表者に至急、来庁するよう要請したところ、その方向で調整し連絡する、との回答を得ましたが、その後、連絡は入っておりません。」という内容の報告を前回の定例会で報告させていただきましたが、その後、再三にわたる電話及び現地に出向くなどした結果、1月27日に新代表者と事務所で会うことができました。会社の今後の方針等について、その時点でお話をお伺いさせていただきました。

その主な内容でございますが、現状は会社としては存続しているが、運営実態は現在ないということございまして、その主な要因といたしましては、今回、このような事件、

産業廃棄物収集運搬業の許可の取り消しを受けてしまっているため、以前から取引していた業者さんからも取引を断られているということで、そのため会社としての存続ができない状況にあるというお話でございました。現在の状況は、今後についてはこの会社の取り扱いについて、法律に基づいて解散に向けての検討をする等の検討を現在行っているというお話でございました。

以上でございます。簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑をお願いします。ありますか。

○6番（安齊慎一郎） 最初の施政方針なんですけども、定年退職後の欠員分について、人件費抑制のため原則補充を行わないということで、新規職員の採用を抑制しているということですけども、年齢構成は今どういうふうになっているのか伺いたいと思います。

それから、技術の継承についてはどうなっていくのか、どう考えているのか伺いたいと思います。

それから、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等について、昨年同期に比べて若干増になっているという報告になっていると思うんですが、この間、西東京市においてもごみ減量三事業ということで有料化や戸別収集や分別の徹底などを行ってきて減らしてきているんですが、少しこの揺り戻しを心配しているんですが、その辺についてどう見ていらっしゃるのか伺いたいと思います。

あと、会議録も読んできたんですけども、エル企画というのが、今御説明があったんですが、もう少し詳しくどういう関係になっているのか、何を今までエル企画はやっていて、組合のほうで何か損をするのかなと感じているんですけども、その辺について詳しく御説明いただきたいと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、まず先に、職員の年齢構成について申し上げさせていただきます。

職員におきましては41名が正規職員でございます。年齢構成ですが、20歳から30歳までにつきまして2名で5%に当たります。それから、30歳から40歳におきましては9名、構成では22%でございます。40歳から50歳におきましては18名おります。44%でございます。50歳以上につきましては12名で、29%に該当いたします。合

計で41名でございます。

○技術課長（涌井敬太） 西東京市のごみの増の関係でございます。

21年度でございますが、この1年間の実績をその前年1年間と比べますと、西東京市の公車では、可燃ごみは若干減少しておるんですが、不燃ごみにつきまして約15%ほどふえてございます。それから、平成22年の4月からことしの1月までの10カ月間の対前年同期と比較しましても全く同様な現象がありまして、可燃ごみにつきましては減少しておりますが、不燃ごみにつきましては約5%の増加となっております。この前年度と今年度の状況を見ますと、恐らく不燃ごみの容器包装リサイクル法によるプラスチック類の分別収集を開始された後の、不燃ごみの減少に対する若干の揺り戻しがあったのかなとは推測できるところでございます。ただし、今年度は前年度に比べまして増加率が減少しておりますので、その揺り戻しも徐々に落ちつきつつあるのかなと推測しております。

それから、欠員不補充に関する技術の継承の件でございますが、現在、職員構成上は若干高齢に偏ってはいるんですが、全く欠員を不補充ということではなく、先々その人員構成を見ながら欠員を補充していただけるというお話をさせていただいておりますので、その中で技術の継承をさせていただきたいと思っております。

○資源推進課長（佐藤元昭） それでは、エル企画の経過について御説明したいと思います。

有限会社エル企画につきましては、平成20年度の契約期間、平成21年1月から3月までの3カ月間のアルミ缶プレス売り払いについて入札し、その結果、契約単価キログラム当たり87円で落札し、契約を締結しましたが、2月25日に支払いができないということで契約解除申請が提出されております。それで翌26日に柳泉園組合として承諾しております。

その後、未納分である1月、2月分の支払いについては、3月の東京都の融資を受けて返済するという説明がありましたが、融資を受けられなかったようで、柳泉園組合にお金は振り込まれていませんでした。さらに、4月の融資も再度申請して、追加融資が決定した際には一括返済する、また、融資を受けられない場合は4月から毎月50万円の分割による返済計画書が提出されました。しかし、柳泉園組合のほうに入金もなく、連絡がつかない状態であったため、同年の5月13日なんですけども、顧問弁護士である中村法律事務所と相談の結果、一応配達証明付内容証明郵便で催告書により再度請求を5月29日付で送付しております。

それでもやはり音さたがないため、議会の議決を得て、9月24日に訴状を裁判所に提出し、11月16日に東京地裁立川支部において口頭弁論が行われ、同月26日に判決しております。裁判には勝ったもののやはり入金がないため、柳泉園組合としてもあらゆる手段を考えなければいけませんので、財産の確認、不動産の確認を行っております。しかし、会社の土地や建物、あと重機、ダンプカーがあったんですけども、それもすべてリース物件でした。

その次の手段としまして、やはり相談した結果、銀行債権の差し押さえを行っております。これは22年7月30日付で行いまして、その結果、1行に普通預金、410円入っていたものを差し押さえております。

その間に、エル企画の社長は、5月31日に栃木県で廃棄物処理法違反、産業廃棄物を無許可で収集運搬したとして逮捕されており、6月18日に有印公文書偽造・同行使の疑いで再逮捕されていまして。その結果、10月12日に宇都宮地裁で公判が開かれ、社長に懲役3年、執行猶予4年、罰金100万円、会社に対して罰金300万円を言い渡しております。その結果を踏まえて、12月9日付で東京都はエル企画に対して産業廃棄物の収集運搬業及び産業廃棄物処理業の許可を取り消しています。

そういう経過がありまして、先ほど助役のお話にもありましたとおり、ことしに入って新代表とお話ができ、今後の対応についてお話をしている次第ではございます。

エル企画との過去の柳泉園とのおつき合いということなんですけども、私の聞いている範囲内ではもう10年以上前からエル企画と柳泉園組合はおつき合いがあったということでもあります。また、アルミ缶・スチール缶等の契約は、平成18年度にスチール缶と磁選機回収鉄におきまして1期、4月から6月分についてエル企画と契約をしております。また、その間、平成20年度まではなかったんですけども、20年度でまた再度契約し、こういうことになったということでございます。

○6番（安齊慎一郎） 年齢構成や欠員不補充の関係ですけれども、全く不補充ということではないということで、一定の採用も認めてもらいながらやって技術の継承を図っていくということですね。わかりました。

それから、揺り戻しの関係については若干生じているということですので、これは西東京市のほうでも、また議会などでも取り上げていきたいと思っております。

エル企画の関係ですけれども、総額幾ら未納になっているのか。今取れない部分の金額について、金額を明らかにしていただきたいと思っております。

それから、10年以上のつきあいだということなんですが、契約する際にどういう形で入札等を行ったのか、競争入札をしたのか。少し金額がわかりませんので、見積もり合わせとかそういう形にしたのか、1社だけの随意契約だったのか、そういうことも少しお知らせいただきたいと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） 金額ですけども、1月分が594万9,669円、2月分が361万7,199円となっております。また、未納に対する3.7%の遅延損害金等を含めますと1,000万円以上ということになっております。

また、契約に関しましては入札を行っております。入札を行っているということは、指名参加登録されていたために入札にお呼びしたということでございます。

○6番（安斉慎一郎） 10年以上のおつきあいという場合、最初入札して、その後も入札して、その都度、エル企画が落札をしてきたということなんですか。それともほかのところが入ったり、また、ここがやったりということで、一定のおつき合いがあったという形になったのか、その点だけお願いいたします。

○資源推進課長（佐藤元昭） 柳泉園組合の資源物売り払いにしましては、1年間に4回の入札を行っております。有価物にしましては値段の上がり下がりが結構激しいものですから3カ月ごとの入札をしております。エル企画さんに対しましては、平成18年度に1回だけ入札により落札しております。その後、18、19と入札で落札はされていなかったんですけども、平成20年度で、そこで落札して、こういう経過になったということでございます。

○6番（安斉慎一郎） わかりました。終わります。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○5番（遠藤源太郎） 少しわからないものですから教えていただきたいんです。

施政方針の2ページに、職員のことなんですが、「正規職員41人と再任用職員6人の47人体制といたします。」という、ここはわかるんですが、その上の部分なんですけれども、「クリーンポートの運転管理に係る欠員分については、平成14年度より派遣法に基づき派遣職員」と。その後、厚生労働省の見解、あるいは明確化によって運転の業務を委託にするという、こういうところなんですが、仕事の内容は同じということなんですよけれども、職員の身分ですとかそういうこと、会計処理の方法などについて、このところを教えていただきたいんですが。

○助役（森田浩） クリーンポートの運転につきましては、まず現状を申し上げますと4

班体制で1班が7名で行っております。それで4班で28名の体制で今運転をさせていただいていると。そのうちの、現状では28名のうちの16名が正職員でございます、その他の12名が派遣職員で対応させていただいて、現在運転が行われていると。（「28名」と呼ぶ者あり）28名、16名と12名ですね、ごめんなさい。16名が正職員、12名が派遣職員で、計28名で運転を行っているという現状でございます。

それで、今回、ここに施政方針で御報告させていただいたとおり、派遣をされている内容につきまして、このごみ処理施設の運転に対する派遣は適正ではないということがここで明らかになりましたので、何らかの対応を図らなければいけないということが発生したものですから、来年度から派遣を中止しまして、今後、平成23年度の当初からは派遣のかわりに委託契約で行いたいということでございます。

その形態におきましては、4班のうちの2班は今までどおり正職員で行うと、2班14名ですね。それからあと2班14名につきましては委託と。2班が直営、2班が委託という形態で今後クリーンポートの運営をさせていただきたいという考え方で現在準備を進めていると。予算につきましてもそのような形で組合のほうとも協議をさせていただいているというところでございます。

○5番（遠藤源太郎） そうしますと、人は同じ人がやってきて、形態が変わったと理解してよろしいでしょうか。

○助役（森田浩） 業務内容はすべて今までやってきたものと同様でございます、職員につきましては、技術職ということでの職員採用ではございませんから、クリーンポートの運転はすべて柳泉園組合の一般職として採用されておりますから、それは現在、管理部門を行っている職員もクリーンポートのほうの運転に異動で行くと。その逆もあるということで、全体の中で14名を確保するというので、今までの業務の内容とは全然変わりません。同じでございます。

○5番（遠藤源太郎） それはわかりました。

そうしますと、しっかりとこれを管理できる会社から職員を派遣してきてもらっていたということは、どこかの会社に2班分委託をして運営をしていると、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

○助役（森田浩） 派遣につきましては、ほかの団体のごみ処理施設に登録されている会社の中から入札をしまして、派遣業者を決めましてそこから派遣がされているということでございまして、今後、今回の委託につきましては、このような緊急的な措置といえます

か、10月に予算が既に検討され、ある程度決まりかけた時点で派遣での運転については必ずしも適正ではないという見解が示されたものですから、急遽、委託にすることによって検討を始めたものですから、本来であれば指名競争入札で、平成23年度予算に対する運転委託は指名競争入札で行いたいのですが、そういう緊急性があるものですから、現在考えておりますのは、クリーンポートを建設いたしました業者と調整させていただいて、そこでとりあえず平成23年度については特命随意契約で実施し、それ以降、指名競争入札に移行させていただきたいと考えております。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○1番（小山慣一） 2点御質問させていただきたいと思います。

1点目は、かねてから清瀬市内にある柳泉園組合の財産であります清柳園の件です。

前回の定例会でも今後管理者会議、そして事務担当者会議というんですか、このようなことで会議をしながら準備していきたいという、前回の定例会でもたしか森田助役の御答弁であったと思います。そこで、先ほどの施政方針の中でも、特にこのことが記述がないです。そして、後ほど当初予算案の中でも審議されると思いますが、たしか予算の中にもないんですけどもね。これは特に副管理者であります清瀬市長さん、そして担当部課長さんなんかも、まして清瀬市から選出の議員も、本当に懸案課題だと思うんですけどもね。私としては施政方針の中にそういう記述というのかな、こんなのができたらあってほしいと思っていたんですが、非常に残念です。

具体的に今後、管理者会議等でいろんなお話をすることによってございますが、前回にも私は申し上げましたけども、施設整備基金というんですか、あるいは環境整備基金というのが、一定の額の積み立てである、もちろんこのクリーンポート、それから、公園とか野球場とかいろんな柳泉園の施設がある中で、今後の10年が、クリーンポートも10年たつわけですから、いろんな修繕のために基金をとっていくというのはもちろん大事なことです。あのまま清瀬市内の清柳園があの状態で今後5年、10年、20年あるというのはいかがなものかと思えます。その中で、先ほども申し上げましたように管理者会議とかそういった中で、今後そういう基金を利用しながら、現地の調査というんですか、場合によっては解体、さらには土壌調査なんかも必要なことも起こり得る可能性があるんで、その辺の考え方を伺います。

2点目は、第6番議員の安斉議員もお尋ねになったエル企画の売却代金の未納の件です。

410円という差し押さえということによってございます。本当にいかんともしがたいと思

ます。恐らく、会社が解散の手续に入っているかのようなお話もありましたし、裁判でしようか、中村法律事務所等々に御指導いただいてもなかなか難しいと思います。

そこで10年以上前からエル企画さんとはこういう契約があった。そして、その間、平成18年度に1回、19年度はなかった、そして20年度、再度また契約したということでございます。指名登録をしてあったんで、入札によってエル企画が何回か契約をしていると思うんですが、しからば、過去にこのような、例えば売却代金が柳泉園組合からアルミ缶・スチール缶を売却して、それが未納になったという、約10年間というんですか。特に最近でしょうかね、ここ数年だと思いますが、こういうふうな事例があったのかどうかを伺います。

あわせて、選定委員会というものが、指名登録されて、選定委員会というんですか、このようなことで指名業者選定というんですかね、このようなことでしていると思うんですけども、そこで万が一仮にこのような過去の売却代金が未納だとか、こういうことがあったならば、通常は、横文字でいうとペナルティーというんですかね、指名登録はしてあっても指名しないとか、こういうことが一般的にはあろうかと思えます。こんな中で、そういうその当時の選定の仕方というのかな、当然、現在の、例えば幹部の課長さんなんかも当時いらっやしたと思うんですが、この辺のペナルティーが仮にあったとしても、また選定したというならば、その理由というんですかね、このようなことを伺いたいと思えます。

以上2点です。

○助役（森田浩） まず1点目の、清瀬にあります清柳園の関係でございますが、この件につきましては再三御指摘を受けているわけでございます。私どもといたしましては、御指摘を受けまして、軽視しているわけございません。本当に重要な、非常に大きい問題だということにとらえております。そして、それがそういうあまりにも重要で大きい問題でありますから、非常に慎重に検討し結論を出さなければいけないという考え方を持ちながら、事務局をはじめとして、御指摘の内容を受けまして、それに沿って現在その事前調査を行わせていただいております。

何の事前調査かといいますと、管理者会議を開催させていただきまして、その中で一定の方向づけを出していただくその資料を今作成してございます。もう既にほとんどでき上がっておりますが、その内容につきましては、過去の解体におけるどういう調査をし、どのぐらいの予算がかかったのかとか、他市の状況も含めて、そのようないろいろな角度か

らいろいろ資料を集めて判断材料をそろえているという状況でございます。

今後、早い時期に管理者会議を開催させていただきまして、一定の方向づけを出していただきたいとは思っているところでございます。

○総務課長（新井謙二） 2点目の件でございますが、過去において今回のような未納であったことは1件もございませんでした。

当時の選定方法でございますが、まず初めに業者選定委員会というのが柳泉園組合には設定されておりまして、その金額につきましては1件1,000万円以上の案件におきましては業者選定委員会を開きます。委員のメンバーといたしましては、助役はじめ各課長でございます。

今回につきましては、1件1,000万円以上の案件でございますが、その対象物の中には売り払いが入ってございませんでしたので、今回のこのような売り払いの選定に当たりましては担当課長とあと総務課長であります私のほうで選定をしている状況でございます。

今後におきましては、一部規則などを改正して、1件1,000万円以上の案件について、売り払いも中に含めて契約事務規則などを改正していきたいと考えてございます。

それから、当時の選定方法でございますが、平成20年10月ごろに起きました世界的な不況の影響がございました年でございますが、国内及び国外での市場の停滞があったことにより、売り払いの価格が大暴落となった年でもございました。そのような関係におきまして、当時の選定につきましては、過去において柳泉園組合と契約の実績があった6業者を選定して入札を行いました。その結果、エル企画が落札したものでございます。

○1番（小山慣一） 再質問をさせていただきたいと思えます。

1点目の件につきましては、施政方針の中に記述がなかったということで、大変残念という言葉を使わせていただきました。あまりにも重要な案件ということでございます。私も重々承知です。

私は東久留米に住んでおりますが、やはり所沢方面というんですか、あそこをよく通ります。清柳橋という橋、上流、下流、そして前にも申し上げましたけど、いろんな文化財、公園、大変環境のいいところですので、年に何回か現地に行きまして、そして回って、また戻ったりしていることがあるんですけども、非常に残念に思います。ただ、今事前調査で資料を作成している、もうほとんどでき上がっているとまでおっしゃっています。一定の結論を早期に出したいということでございます。いずれは、例えば土壌調査とか、あるいは解体だとか、具体的な計画というんですか、より具体的には施政方針なり予算で示さ

れる時期があらうかと思ひます。くれぐれも申し上げておきます。1年、2年で、これは大変重要な件ですからなかなか決着はつかないと思ひますが、少なくとも5年、10年、20年とか、調査だけでは私は遺憾に思ひます。強く指摘してあります。

それから、2番目、エル企画の件です。

今まで、平成18年度以前というんですかね、ですから10年ぐらいおつき合い、おつき合いというのも表現がよくない、契約なりしてきたんだけど、本当にこういう未払いというんですか、1件もなかったと断言をしておりますので、そのところは信じますけども、ただ、積もり積もって約1,000万円ですから、少し私も、では、仮に平成22年度とか21年というお話がありましたけども、少し気になったものですから、その前もあつたのではないかなんて心配をしていましたので、そんなふうに質問しましたが、なかったということでございます。

今後、契約事務規則の中で売却のほうも位置づける、1,000万円以上と規則も改定したようでありますけども、少し聞き取れなかったんですが、ほかの委託だとか工事契約だとか1,000万円以上となっていると思うんですが、具体的に少しこういう柳泉園組合側から売却するという、これが重要なところなんです、その辺のところ、その指名選定委員会というんですか、お話では総務課長と担当課長ということでございますが、今まで、ほかの入札も含めてかなりのメンバーだったんですが、その2人だけでというお話だったのか、少し聞き取れなかったんで、もう少し詳しくお尋ねをします。

○議長（森田正英） これは、1点目の清柳園は意見、要望でよろしいですね。では、2点目のエル企画について。

○総務課長（新井謙二） それでは、指名選定委員会の件について御説明させていただきます。

柳泉園組合におきましては指名選定委員会規程がございます。その中の案件といたしましては、1件の契約目途が1,000万円以上の工事、製造、その他の請負及び物件の購入となっております。この中におきましては売り払いが入ってございませんでした。それで、先ほど申したように、今後におきましてはこういったことを改正し、売り払いについても中に入れていきたいと考えてございます。

○1番（小山慣一） 再質問は1回なのかな。もしお許しをいただけるならば、もう一度よろしいですか、森田議長さん。

○議長（森田正英） はい。

○1番（小山慣一） わかりました。

なかなか1,000万円の取り立てというのは厳しいかななんて私は思います。しかしながら、さらに好転をするように祈るわけですが、今後、契約事務規則も改めているということですので、見守っていきます。

最近の事例で、私どもの東久留米の事例を申し上げて大変恐縮なんですけど、もう大分前なんですけど、あるビルの敷金、いわゆる市役所のある業務をそのビルをお借りして、その敷金が3,000万円程度だったと思いますが、いろんな事情で十何年取り立て等してきたんですが、とうとう無理だということで、納税でいうならば不納というのかな、そういうことで議案としてありまして、長い長い経過でした。たしか20年近くあったと思うんですが、そんな事例があります。ただ、いつかは解決しなければならない時期があらうかと思えますけども、ぜひまた精力的に、引き続き、御請求なりしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○8番（原まさ子） 最初は施政方針の1ページ目でございます。この中段ぐらいのところに、可能な限りの資源化を図って、施設も維持管理の運転を工夫して、節電もして、効率的な発電も行って、経費の削減にずっと努めているということ。これは、この何年かずっとこれを行ってきたと思っています。それが恐らく再任用の活用であったりもしたと思うんですけども、これにも一定の限界があるだろうと思っていますが、再任用とか委託というところでどのくらいそういうことを見込むのか。それとも、もうその限界のところでは、各市の分担金にそういうものがやはり一定の額をさらに出していかなければいけないということになるのかということをお考えなのか伺いたいということと、それから、私も2ページ目のところの、厚生労働省からの指針が示されたということで、派遣はやめて委託にするということでした。委託なので、何か契約の中に出てくるのかなと思っていたのですが、そういうものはなくて、これはあれでしょうか、この炉の建設にかかわる、住重環境エンジニアリングからの業者、何か関連のところから委託契約をするという、平成23年度はそういうことなんでしょうか。

4班ある中の2班を委託にするということですが、その一方で、一般の事務をしている正規職員も運転管理にかかわることができるという内容でお聞きすると、特別な技術を運転管理には必要としないということもあるのか。全員が全くの事務からその1班が構成されるということはないと思いますけれども、そうであれば、委託契約を正規を1

班にして3班にするとか、全部委託するという傾向も考えられるのかというところを伺いたいと思います。

それから、最後は、少しよくわからないので教えていただきたいことが1点ございます。

行政報告の14、15になりますけれども、表の15-3と15-4です。単独型の浄化槽汚泥と、それから合併型の汚泥というところで、合併型というのは合併浄化槽と言われるものをこれは指しているのでしょうか。予算のところでもこれはゼロと計画がされていて、実績もこの3カ月でもずっとゼロが続いているということなんですけれども、合併浄化槽では、そういう1年に何回とかというお掃除をして、それをこちらに運ぶということをしなくてもよいのか、その辺少しわかりませんのでお願いします。

○技術課長（涌井敬太） それでは、まず再任用と委託の関係です。

再任用職員につきましては定年退職者を再任用するものですから、これはもう先々わかっております、それから、再任用できる年数も決まっておりますので、そういったことも計画的に、何年には何人何年には何人ということがわかりますので、それ以外のところですね。それ以外のところで委託化できるところについては可能な限り委託化を進めてきたという現状はございます。現在ですと、不燃・粗大ごみ処理施設、それからリサイクルセンター、し尿処理施設につきましては基本的には運転管理はすべて委託でございます。それから、厚生施設についても基本的なところは委託、あとは嘱託、臨職、再任用ということで対応しております。

それから、残りましたクリーンポートでございますが、クリーンポートにつきましては現在4係、2交代勤務ということで、先ほど助役が申しましたとおり、1係7名、合計で28名必要なのでございますが、そのうち、定年退職で減っていった人員につきまして派遣ということで実はやってきまして、それが現在12名おります。そうすると、1係7名ですから、12名ですと2名ほどずれが生じますが2係分ということでございますので、その2係分について、とりあえず来年度につきましては時間的な猶予がないものですから、この焼却炉を建設したメーカーさんの運転管理をできるところの会社に委託をさせていただきたいと思っております。

それはなぜかと申しますと、焼却炉というのはいろんな機械等が非常に複雑に絡み合っていて制御されている設備でございます、一朝一夕にきょう来たからあしたから運転できますよということではございません。そんな関係で、そういった委託をする際には少し時間をいただいてじっくり検討した上で、単なる入札ですと安かろう悪かろうという、表現が

好ましくありませんがという結果、残念ながら他のところでも入札をしたことによって設備に少しふぐあいが出たとかいう話もよく聞くものですから、我々の柳泉園クリーンポートがそういうことになっては困りますので、そういった検討も十分していきたいということで、設備をきちんと理解できている会社に来年度はお願いしたい。

この委託に関しましては、これから御審議いただきます平成23年度の当初予算の中の委託費というところに実は計上させていただいておりますので、そのところでお話をさせていただく予定のものでございました。施政方針にもそういった旨が入っておりますので、内容についてはそういったことでございます。

それから、事務職員も運転管理のほうに異動するんだよということで先ほど助役からお話がありましたが、これは7名全部がということではございませんでして、その運転系の係長等につきましては基本的には動くことはあまりありません。ただし、その7名の中の1人、2人を事務職等を交代することによりまして、先ほどと最初のほうに御質問もありました技術の継承という問題がございますので、我々職員、事務職だからといって焼却設備、不燃・粗大ごみ処理施設の設備等を全く理解していなくていいということではありませんので、そういったこともきちんと理解していただいた上で事務職なり何なりをしていただくということも含めて人事異動をさせていただいていると御理解いただきたいんですが、よろしく願いいたします。

○資源推進課長（佐藤元昭） し尿のほうですけども、合併型というのは、議員が御指摘のとおり合併浄化槽のことです。基本的に一般家庭は単独型、単独浄化槽、合併浄化槽というのはやはり大規模なビル、商業ビル等がメインになりますので、柳泉園にはほとんど入ってこないということで、この3カ月間ゼロゼロゼロということです。

○8番（原まさ子） ずっといろいろと委託とか再任用とかをして人件費なんかを減らして、それが当然各市の分担金にも反映されていて現在に至るというふうに思っていますが、いつの日かそれももう手を尽くして限界が来るという日が来るのではないかと考えております。そうであれば、そのときには分担金をふやしていただきたいということの願いが来ると思っていればいいのかという感じを受けたわけです。

それと、何か聞き方が非常に悪かったと思うんですけども、7人中の1人、2人を事務職の人が入って、それで技術の状況も炉の運転のことについて多少理解もしていただいて、そういう人が次の運転管理ができるようになっていくという人材育成の関係でもあるんだということが、正規の職員による2班の中で行われているということです。だけれど

も、特別その正規職員が、では炉の運転を担わなければいけない、何かどうしても理由というのが、だんだんこういうふうに委託とかいうのが進めば抜けていく、すべてを委託にしても特別な問題がなくて、それが安くてよければいいのではないかという方向があるというのは私は多少危険だとは思っていますけれども、最終的にはそこまで行くのかということを感じるわけです。そういうところについては少し長い目でどのようにお考えなのかお聞かせいただきたいと思います。

すみません、私は合併浄化槽というのは、私の実家のほうでは当たり前戸建ての家で使われているものですから、そういうところのものは単独のものと同様に何らか持ち込みがあるというイメージを持っておりましたので、ここでいうものはビルの浄化槽ということなんですね。了解しました。そういうものしか入ってこないということなんですね。

（「説明します」と呼ぶ者あり）もういいんですけれども、そこは理解しました。

○技術課長（涌井敬太） 御指摘のとおり、先ほどお話ししたとおり、柳泉園組合の運転管理業務につきましては、職員が残っているのはクリーンポートだけでございます。それで、では、これを全部委託ができるのかというお話ですが、これを全面委託にしますと、職員が運転管理にかかわることが全くなくなるわけですね。そうしますと、先ほどから言われています人材育成、技術の継承ということに支障が生じると現在私は思っておりますので、将来的にも全面委託というのは、私の個人的な考えで恐縮ですが、なるべくしていただきたくない。できれば最低でも1係を残して、残りを委託するという形まででとめていただきたいと思っております。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○9番（西上ただし） それでは、1点だけ質問します。

工事請負契約状況の内容で、リサイクルセンターコンベヤベルト交換補修についてでありますけれども、予定価格が496万4,400円に対して、最終的な契約は362万2,500円で契約を決めたわけですが、入札の際に高く出しているところは777万円と当初の予定価格よりも300万円ほど多くて、また、入札したところは予定価格より130万円余り安いということであります。工事内容は具体的に示されているようですが、こうした形で差が出るということは、具体的にはどういうことで生じるのか、少しその辺をお聞きしたいと思います。

○資源推進課長（佐藤元昭） リサイクルセンターコンベヤベルト交換補修の価格の違いですけれども、これは主にコンベヤベルトの交換がメインですから、特殊なものとかという

のではありません。その中でこれだけの価格差が出てくるというのは、やはり企業努力をしているかしていないかだと思えません。仕入れの価格とあと人件費をどれだけ見るか、人工代とかそういったことでの差ではないかと思います。それとあとは大きな会社、小さな会社で経費が当然違ってきますので、そこら辺での差ではないかと思われます。

○9番（西上ただし） 今の説明で少しまだ納得がいかない部分があるんです。難しいところはありますかと思いますが、やはり予定価格を決めた以上は、部品の値段、また人件費、さまざま算出しておられると思いますので、契約価格が安くなったというのは非常にありがたいことではあるんですが、手抜きによってまた新たな負担が発生することを考えることも懸念されますので、やはりそこら辺はしっかり今後も見えていただきたいと思いますので、特に答弁は要りませんが、今後しっかりその辺を検討して進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○2番（沢田孝康） 先ほど原議員のほうから職員構成とあと委託の関係の話がありましたけれども、関連しますが、以前に上田議員のほうからもこういう話があったと思うんですけれども、要は今環境社会と言われていまして、ごみも減量する方向でリサイクルも進んでくるという中で、例えば生ごみですね、可燃ごみについては、よく言われるのが水を燃やしているようなものだという話をよく聞きます。そういった、例えば生ごみについては、今後たい肥化等が進んでくれば、これも量が減ってくると。ですから、総体的にごみの処理量が減っていくことが予想された場合に、要は燃やしても、例えば売電がなかなかできなくなるとか、そういったことで収入も減ってくるということになってくると、この3市の負担金、柳泉園クリーンポートを維持していくために負担金だけがふえていくという構図にならないとは限らないと。ですから、そうなったときに、では本当に柳泉園の経営をどうしていくのか、経営の立場から見たときに柳泉園をどうしていくのかという議論をしなければいけない時代が来るんじゃないかなと私は思うんですね。

ですから、単年度の予算を私たちは審査していくわけですから、それは手の挙げ下げで可決成立をするわけですが、例えば今後の時代背景をとらえた上で柳泉園の経営をどうしていくのかということをごどこかで議論しなければいけないのではないかなと思うんですね。それは管理者会議でおやりになるのか、柳泉園のクリーンポート、職員も含めて議論をしていくのかというのはどういう場面でやるかわかりませんが、そういったことを要は議論するべきときに来ているんじゃないかなと私は思うんですね。

ですから、その将来的な見込みを予想した上で、今は例えば委託も含めて考えていらっしゃる、委託もどんどん進めている。しかしながら、現在の職員体制は41名プラス再任用6名という体制は維持しているわけです。あとプラス臨時職員、嘱託職員がいらっしゃるわけで、こういった体制を今後も維持していくのか、それとも将来を見越した上で、どのような職員体制、要はクリーンポートの経営の立場からこういった体制を組んでいくのかと。これは3市の負担金ともかかわってくる問題だと思いますけれども、そういったことを今後どのように検討されていくのかと。当然、この施政方針の中には努力している旨は書いてあります。それは一定理解しますが、その点について、今後の考え方があればお伺いしたいと思いますが。

○管理者（馬場一彦） 今御指摘の、今後の柳泉園組合の運営につきましてということで御提言いただきました。ごみの減量化は各市努力しておりますけれども、現状の中では、すぐにこの1年、2年、3年とか5年ぐらいでどうこうということではないとは思いますが、やはり職員の状況もかんがみますと、今御指摘のことは将来的なことを見越した上では議論が必要だと思っております。そういった意味では、今後、管理者会議等を通じて、各構成市ともその辺のところも当然話し合っていく必要があろうと考えております。今回問題を提起いただきましたので、今いただいた提起のほうを参考にさせていただきながら、今後、管理者会議等でも議論してまいりたいと考えております。

○2番（沢田孝康） これはきょうに始まったことではありませんからね。先ほど申し上げたように、上田議員のほうからもそういった発言が過去にはございましたのでね。そのときにも同様の答弁だったのではないかなと思うんですね。ですから、それはある意味だと善処していないということでもありますから、それは早急にどうするのかと。要は、3市で今、柳泉園は運営をしておりますけれども、今後、ごみの減量化が進んでいく中で、では本当に3市の負担金だけで柳泉園が経営できるのかという課題に直面するかもしれません。来年度の予算はこれから審議をされますが、負担金は若干減らしていただいているみたいで、その点は感謝をいたしますけれども、この3市で運営をしていくのか、それともほかの市を入れてまた広域にしていくのかという議論はどこかでしなければいけないと。それは当然5年先、10年先というスパン、10年、20年というスパンかもしれません。ですから、それはやはり自治体の人口動向とかそういったものも含めて、当然、各市は長計審をつくってありますから、私どももつくりましたけれども、長計審の人口動向とかそういうものも含めて、歳入動向も含めて、やはり考えていかなければいけないのではな

いかなと思いますので、その点はぜひすぐにでもしっかりと議論してもらいたいなと要望して、終わります。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上で施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（森田正英） 「日程第10、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、平成22年12月、東京都人事委員会勧告に準じて東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成22年12月24日に本条例の一部を改正した給与改定について専決処分し、同12月27日に公布いたしました。

詳細につきましては、事務局より御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらん願います。

1ページをごらんください。

今回の条例改正は、給与改定に伴い、給料、扶養手当、住居手当及び期末・勤勉手当を改めるものでございます。

初めに、第8条の扶養手当につきまして、第3項第4号ですが、扶養親族のうち、3人目以降の子等に係る手当の月額を1,000円引き上げて1人につき6,000円とするものでございます。

次に、第9条の3の住居手当につきまして、第2項ですが、扶養親族の有無にかかわらず一律8,500円とするものでございます。

続きまして、第22条の期末手当につきまして、第2項ですが、3月に支給する場合においては0.05月、6月支給は0.1月、12月支給は0.05月をそれぞれ引き下げるもので、年間支給月数では0.2月引き下げとなり、期末・勤勉手当の支給月数は3.95月となります。

続きまして、2ページをごらんください。

第3項ですが、再任用職員に支給する場合において、3月及び12月支給時に、それぞれ0.05月引き下げ、年間支給月数では0.1月引き下げとなり、期末・勤勉手当の支給月数は2.1月となります。

続きまして、附則でございます。

第1項の施行期日は平成23年1月1日でございますが、期末手当の支給率などにおきましては同年の4月1日からの施行となります。

次に、第2項の期末手当に関する特例措置でございます。今回の給与改定に伴う所要の調整を平成23年3月に支給する期末手当で行うため、3月の支給月数0.25月を0.23月引き下げ、0.02月とするものでございます。再任用職員におきましては、3月の支給月数0.15月を0.124月引き下げ、0.026月とするものでございます。

次に、第3項の助役の給与に関する条例の一部改正でございます。助役に支給する期末・勤勉手当の支給率は、一般職の支給率に準じる規定となっているため、前項に規定する期末手当に関する特例措置の規定を適用しないようにするためのものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。

第4項の職員退職手当支給条例の一部改正でございます。平成23年3月31日までに退職した者の退職手当額算定の基礎となる給料月額は、給与改定前の給料月額を適用するものでございます。

続きまして、第5項及び第6項につきましては、附則別表の改正でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

給料表の新旧対照表でございます。給与改定に伴う給料表は、平均で1.2%引き下げるものでございます。給料の新旧対照表は、4ページから17ページにかけて記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑ございますか。

○3番（上田芳裕） お昼に近いので、時間は考えながら質問したいと思いますけども、1点だけ少し質問したいんです。

この間、NHKの「クローズアップ現代」で結婚できない若者という特集をやっていました。なぜできないかということで、中央大学の教授も参加して具体的な分析をされましたけれども、年収が200万円から300万円なんです。ですから、結婚したくてもできないというんですね。

先ほど委託とか派遣とか出ていましたけど、派遣社員も多くなった。御案内のように中国が今、年8%から9%の成長率がありますけれども、かつて日本もありましたが、これはいわゆる所得倍増計画の池田内閣時代の話です。朝鮮特需もありまして、民主党が書いている環境の資料を読むと朝鮮特需ではなくて韓国特需と書いてあるのかな、少しわかりませんがね。そういったこともあって、日本の場合には高度経済成長期はもう完全に終わって成熟社会だと、こういうふうに言っています。

それで、今の給与表を見ましても、世間一般から見た場合にどうかという話がいずれ出てくるだろうと、そう思います。名古屋市は何か議員の報酬を半分にするとか定数も半分にするとかということで市民の喝采を受けているようでもありますけれども、いずれその話は公務員社会はどうなっているんだと、こういうふうに来ますよね。民主党は手をつけることができないんでしょうけれども、今の政権ではね。ですから、平均給与が800万円、900万円の世界と、どんなに頑張っても400万円いかない世界と、納税者が圧倒的に多い400万円の世界の人たちが、このまま中東の革命ではありませんけれども黙っているはずがない。

だから、そういう覚悟を持って、先ほど沢田議員のほうからも中間処理施設の経営の今後をどうするんだという問題が提起されましたけれども、恐らく中間処理施設を統廃合していくとか、あるいは指定管理者制度を設けて中間処理施設そのものを委託するとか、こういうことは僕は現実の問題として出てくると思います。成長していない社会で高額を維持するなんていうシステムは認めるはずがないと僕は思います。ですから、この給与改定は給与改定として承っておきますけれども、それはそれとしてね。

今後、いわゆるこういう格差社会の是正という問題の中で公務員制度をどうすべきかというのは、これはもうぜひ国でもやってもらいたいし東京都でもやってもらいたいんですけど、なかなか選挙事情とか票をもらっているということもあってできないんでしょう、恐らく。またやらないんでしょう。しかし、中東革命と言うのかどうか分かりませんが

も、あのリビアでさえも今ああいう混乱状態になっていることを考えますと、お金の問題だけではなくて、社会そのもののあり方ということを考えますと、「クローズアップ現代」の特集というのは非常に大きな問題を示唆しているなど僕はずっと見ていたんですけども。

そういうあり方論から考えて、ここで質問するのが適切かどうか私はわかりませんが、管理者にその考え方を基本的にどういうふうに考えているのか、まずそこをお尋ねしたいと思います。時間の関係で答弁によってはそれですとしたいとも思いますけれども、いかがでしょうか。

○管理者（馬場一彦） 今、御提言いただいた内容は、非常に難しく、今後の社会の状況というものを今一定の議論はされておりますけれども、今後どこに行くのかということは、なかなか見通すことは難しいかと思っております。

現状、柳泉園組合の職員、これは公務員社会全般ということで御提言ですと、私の今の立場の中では少し答弁をするのがなかなか任に余る御提言でありますけれども、柳泉園組合としましては、今給料、いわゆる公務員としての給料制度、これは人事院勧告ですけれども、そういった公民較差の是正に向けての一定の制度がありますので、その中で柳泉園組合の給与制度というものはやはりあらねばならないということを考えています。これが第一義的な方針というか考えになると私は考えています。

ただ、今後、今御提案というか御提言がありました公務員の給与のあり方というものに関しては、これからの社会が、それは負担とサービスを受けるというその内容の状況にもよると思いますが、そういった総体的な大きな議論の中で行方が決まってしまうと考えておりますので、私自身、そういう大きな公務員社会全体の考えというものを今ここでお答えするという事は非常に困難であるというのが正直なところであります。

○3番（上田芳裕） 管理者の立場ということでの限定された答弁ということであれば今のお話の内容であろうと思いますけれども、やはり選ばれた職員として、選ばれた内容を事業として展開しているわけですから、このまま永続するということを望む気持ちもわからないではありませんけれども、覚悟が必要だということを理解させる必要が管理者の立場としてはあるのではないのかなと。覚悟が必要だと。今は議員の定数とか給与の問題でマスコミは書いていますので、それはそれでいいんですけども、それだけでは終わらないはずですよという覚悟が必要ではないのかと。それが中間処理施設の経営の問題とか、それから公務員全般としてのあり方の問題とかということも、上から決めてくれるでしょう

とか、恐らく社会が決めてくれるでしょうとかいうことではなくて、覚悟が必要ではないのかと。そう思えばおのずから仕事の中身というのは変わってくるのではないのかと、そういうふうに思いますけれども。

今回の給与改定の問題とどう関係があるんだということも思っていらっしゃる方はいらっしゃるかもわかりませんが、納税者の立場ということを考えてときには当然そういう疑問というのは、今後も持ち続けるであろうということを理解する必要があると思いますが、その点はいかがですか。

○管理者（馬場一彦） これは柳泉園組合にかかわらず、いわゆる公務労働一般に関しては、納税者の納税された税金によって基本的には運営されておりますので、当然今御指摘の覚悟というものは、これはもう過去からもあったと思いますし、これから今後の社会状況に応じて、そういった覚悟というものは当然持っていなければならないものであると思っています。

○議長（森田正英） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） それでは、以上をもって議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分は、原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（森田正英） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

○議長（森田正英） 「日程第11、議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算の提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額32億9,937万2,000円に対し、歳入歳出それぞれ1,054万1,000円を追加し、予算の総額を33億991万3,000円とさせていただくため、御提案申し上げます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、東村山市の可燃ごみを受け入れるため、平成23年1月17日付で同市と可燃ごみ焼却処理委託の契約を締結したこと、及び歳入において決算見込み額が現予算額より大幅に増または減となる歳入予算を調整させていただく内容でございます。

それでは、2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正は、款項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

2、歳入でございます。

初めに、款2 使用料及び手数料、項2 手数料、目1 ごみ処理手数料の9,921万8,000円の減額は、私車の搬入量が減少したことによるものでございます。

次に、款3 財産収入、項1 財産運用収入、目1 利子及び配当金、節1 基金運用収入の61万円の増額は、環境整備基金及び施設整備基金を国債で運用したことによる利子でござ

ざいます。

続きまして、款6 諸収入、項2 雑入、目1 雑入、節1 資源回収物売払の7,810万円の増額及び節2 回収鉄等売払の605万円の増額は、資源回収物及び回収鉄の契約単価が上昇したことによるものでございます。

節3 電力売払の989万1,000円の減額は、ごみ搬入量の減少により発電電力が減少したことによるものでございます。

次に、節7 その他雑入の1,081万5,000円の増額は、建物災害共済金として、平成21年度に粗大ごみ処理施設の破砕機が爆発し、その復旧補修にかかった経費の満額の保険料でございます。

次に、項3 受託事業収入、目1 受託事業収入の2,407万5,000円の増額は、東村山市の可燃ごみを2月1日から10日までの6日間、491トン330キログラムを受け入れたことによるものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらんください。

3、歳出でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目2 総務管理費、19 節負担金、補助及び交付金の29万5,000円の増額は、東村山市の可燃ごみを受け入れ、その受託処理単価には、東久留米市環境整備負担金分として、トン当たり600円が含まれておりますので、環境整備負担金の追加分として、東久留米市へ支払うものでございます。

続きまして、節25 積立金の61万1,000円の増額は、環境整備基金及び施設整備基金の運用利子を積み立てるものでございます。

次に、款5 予備費の963万5,000円の増額は、本補正に伴う財源調整でございます。補足説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○6番（安斉慎一郎） 11ページの資源回収物売払7,810万円ということで、これは先ほどの柳泉園組合契約事務規則で、売り払いが入っていないということで、工事とか製造その他請負、物件の買い入れということだったんですが、先ほどの御説明で、売り払いについては今後事務規則の改正を行うということなんですが、そうしたことを行った上でこの予算は執行されるんでしょうか。

○総務課長（新井謙二） 先ほどの御答弁でございますが、業者選定をする段階で

1,000万円以上の案件につきまして売り払いが入っていないということでございますので、契約に関するものについてはそのまま契約ということでございます。

○6番（安斉慎一郎） すみません、私の質問の仕方が悪かったのかもしれませんが。

柳泉園組合契約事務規則の、先ほどのエル企画の部分で議論になった指名業者選定委員会への付議という部分ですね、少し担当者の方の名前は忘れたんですが、お二人で協議してエル企画を指名業者の中に入れたというお話だったかと思うんですけども、今度はそうした売り払いというのがこの第39条に入っていないので、工事または製造その他請負及び物件の買い入れとなっていてという御説明でしたよね。ですから、今回はこの予算執行に当たって1,000万円を超えているけれども、それで売り払いなので、この選定委員会にかけるように事務規則を改正した上でこの予算は執行されるんですかという質問なんですけど。

○総務課長（新井謙二） 予算事務規則の改正でございまして、まだ改正はしておりませんが、3月中には改正をしたいと考えてございます。

○助役（森田浩） 今回、御提案申し上げます資源回収物売払、補正額が8,500万円、資源回収物売払が7,810万円、これは資源回収物売払の中には、複数分、例えば缶とかびんとかいろいろなものが入って合計で7,810万円の増額補正をさせていただくということでございますので、1件当たりの契約金額が1,000万円以上ということではございませんので、今回には該当しないということで御理解いただきたいと思います。

○6番（安斉慎一郎） わかりました。終わります。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算の質疑を終結いたします。

これより議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算に対する討論をお受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第2号、平成22年度柳泉園組合一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

○議長（森田正英） 続きまして、「日程第12、議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第13、議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（馬場一彦） 議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について、御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について、御説明申し上げます。

予算総額は、歳入歳出それぞれ31億46万4,000円で、前年度に比べ1,398万7,000円、0.4%の減でございます。

予算編成に当たりましては、柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。

なお、平成23年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては、事務局より御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森田正英） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第4号資料でございます。「平成23年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類をごらん願います。

本資料は、平成23年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております。各施設

の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げたとおりでございます。

本資料では、負担金の計算方法について、御説明させていただきます。

それでは、資料の10ページをお開きください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。

関係市の負担金の負担方法と私車の処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の負担金の……（「これは一番最後に資料がついていると言わないとわからないですよ」と呼ぶ者あり）

大変失礼いたしました。議案第4号に添付されております最後の資料でございます。議案第4号資料でございます。平成23年度柳泉園組合一般会計予算資料でございます。その10ページをごらんください。負担金の計算方法でございます。

関係市の負担金の負担方法と私車の処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の負担金の計算方法で算出しております。

続きまして、11ページをごらんください。

平成23年度の柳泉園組合負担金の計算式でございます。

初めに、平成23年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産的経費は、公債費と公債費以外の経費に分けます。

負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては、財産的経費から差し引きいたします。

1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引きし、清瀬市及び東久留米市はそれぞれ4分の1、西東京市におきましては4分の2の負担でございます。

2は、公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引き、各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は、3市に共通する経費として議会費、総務費の報酬及び積立金並びに厚生施設に係る経費でございます。

続きまして、3は、経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。なお、共通経費は総務費と予備費の合計でございます。

ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、3市のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、3市のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

ごみ分及びし尿分で算出した東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金と

なります。

次に、4は、東久留米市環境整備負担金に係る負担で、清瀬市及び西東京市のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

続きまして、12ページをごらんください。

5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳は、それぞれ表に記載のとおりでございます。

次に、6の表は、平成23年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ記載のとおりでございます。

続きまして、予算案について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、「議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算」と題した書類をごらん願います。

2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算は、款項の区分における予算で、予算額は、それぞれ記載する金額でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

2、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べて5,933万6,000円、2.9%の減でございます。

各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べて62万6,000円の増でございます。

増の主な理由としては、室内プール施設の利用者が7.2%の増による節2プール使用料が152万円の増によるものでございます。

次に、目2総務使用料は、前年度に比べて2,000円の増でございます。

増の理由といたしましては、行政財産使用の許可件数が増になったことによるものでございます。

続きまして、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、前年度に比べて1億1,126万4,000円の減でございます。

減の主な理由としては、私車のごみ搬入量が19.7%の減によるものでございます。

なお、ごみ処理手数料の算定に当たっては、各市が計画された私車の搬入量に対し、90%の量で算出しております。

続きまして、款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は、基金運用利子としての科目設置でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べて2億300万円の増でございます。

増の主な理由としては、平成22年度広域支援により多摩川衛生組合及び東村山市の可燃ごみ約2,126トンを受け入れたことにより、1億419万円の受託事業収入があったことによるものでございます。

次に、款5諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子は、歳計現金等の預金利子としての科目設置でございます。

続きまして、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べて3,416万円の増でございます。

増の主な理由といたしましては、資源物の流通が回復し売り払い単価が安定したことにより、節1の資源回収物売払が4,839万8,000円の増によるものでございます。

次に、項3受託事業収入、目1受託事業収入2,082万5,000円は、広域支援による東村山市の可燃ごみを425トン受け入れるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

3、歳出でございます。

款1議会費、項1議会費、目1議会費の予算額は、記載のとおりでございます。

次に、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べて211万9,000円の減でございます。

減の主な理由としては、給与改定によるものでございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

目2総務管理費は、前年度に比べて360万4,000円の増でございます。

増の主な理由といたしましては、節13委託料の一般廃棄物処理基本計画策定業務委託で、298万円の増によるものでございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

目3施設管理費は、前年度に比べて1,703万1,000円の減でございます。

減の主な理由としては、節13委託料の電波障害対策業務委託（維持管理）で、本年7月24日をもって地上デジタル放送へ完全移行されることによって、移行後はアナログ放送の障害地域が解消され、対策をする必要がなくなることにより、1,085万5,000円の減によるものでございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

目4厚生施設管理費は、前年度に比べて104万2,000円の増でございます。

増の主な理由としては、節11需用費の修繕料（一般）で、サウナ室内のベンチ、背もたれ等の損傷が著しいため、交換補修をすることにより、102万3,000円の増によるものでございます。

続きまして、22ページ、23ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べて2,687万2,000円の減でございます。

減の主な理由といたしましては、給与改定によるものでございます。

次に、目2ごみ管理費は、前年度に比べて9,963万4,000円の増でございます。

増の主な理由といたしましては、節11需用費の消耗品費で焼却炉の火格子購入等により、3,484万2,000円の増及び修繕料（定期点検）でクリーンポート定期点検整備補修費4,464万7,000円の増、また、クリーンポートの運転業務を派遣から一部委託化を行うことにより、節13委託料のクリーンポート運転業務委託は、新規事業として、7,796万3,000円の増になりますが、人材派遣業務4,881万3,000円が減となり、差し引き2,915万円の増となります。

続きまして、24ページ、25ページをごらんください。

目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べて1,461万1,000円の減でございます。

減の主な理由としては、節13委託料の運転業務委託（粗大ごみ処理施設）で、粗大ごみ処理施設の運転業務内容を見直し、長期継続契約に移行したことにより、973万8,000円の減、及び不燃物再利用（固形燃料）委託で不燃ごみの搬入計画量が減少したことにより、468万3,000円の減によるものでございます。

次に、目4 資源管理費は、前年度に比べて7 8 5 万1, 0 0 0 円の増でございます。

増の主な理由としては、2 5 ページ下段に記載の節1 1 需用費の修繕料（一般）で、リサイクルセンターにおけるびん関係の昇降装置補修により、5 6 8 万1, 0 0 0 円の増、及び修繕料（定期点検）で缶、古紙、布系列に係る定期点検整備補修費4 5 5 万3, 0 0 0 円の増によるものでございます。

続きまして、2 6 ページ、2 7 ページをごらんください。

目5 し尿管理費は、前年度に比べて2 6 4 万円の増でございます。

増の主な理由としては、節1 1 需用費の修繕料（一般）で、し尿の減少により前年度実施しなかったポンプ関係の補修を今年度実施することにより、3 2 5 万5, 0 0 0 円の増によるものでございます。

次に、款4 公債費、項1 公債費でございます。

目1 元金及び目2 利子の合計は、前年度に比べて4, 7 1 0 万7, 0 0 0 円の減でございます。

減の主な理由としては、平成2 2 年度をもってし尿処理施設整備に係る起債の償還が終了することによるものでございます。

続きまして、2 8 ページ、2 9 ページをごらんください。

款5 予備費は、前年度に比べて2, 1 0 0 万円の減でございます。

減の主な理由としては、ごみ処理手数料が減少したことにより、私車処分費精算予定額が前年度分の予定額に比べ2, 7 9 9 万5, 0 0 0 円減となったことによるものでございます。

なお、予備費に計上している私車処分費精算予定額は1 億6, 7 0 8 万3, 0 0 0 円で、その精算予定額を差し引いた純然たる予備費は2, 2 9 1 万7, 0 0 0 円でございます。

続きまして、3 0 ページをごらんください。

3 0 ページから3 3 ページにかけましては給与費明細書でございます。内容は、記載のとおりでございます。

次に、3 4 ページをごらんください。

債務負担行為に関する調書でございます。内容は、記載のとおりでございます。

3 5 ページをごらんください。

地方債に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（森田正英） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○3番（上田芳裕） 2点ほどお尋ねをしたいと思います。

施政方針と今回の一般会計予算と少し連動して御確認をさせていただきたいと思うんですが、施政方針にCO₂の問題が出ています。CO₂削減を図る方向への政策転換が求められておると、そのとおりですね、25%削減ですので。そこで、今回の予算書を見る限りにおいて、CO₂削減に努力していますよというのはどういう形で見ると正しいのかなということが1つの質問であります。

御案内のように、CO₂を出さないんだということで原子力発電所のPRが今テレビで流されていますけれども、CO₂に限定して考えればそういうことでよろしいのかもわかりませんが、原子力発電所のいわゆる最終処理というのはどうするのかということが前から問題になっていて、トイレのないマンションだとも言われていますよね。

僕の記憶がもし間違っていたら訂正しますが間違っていなければ、例えば、世界各国で今原子力発電所を新設あるいは増設しようという動きがあります。中国では5カ年計画だと思いますが、53基つくるんですよ、たしかね。アメリカはオバマ大統領のグリーン政策ということもあるんでしょうけれども、CO₂削減のためにということで原発をつくる予定をしているんですが、アメリカは全く進んでいない。その理由は、コストがかかり過ぎるとというのが1つの大きな理由なんですけれども、どんなコストかということ、いわゆる原発をつくることによるコストということもさることながら、最大の問題はテロ対策が全くできないと。原発にジャンボ旅客機が突っ込んでくるなんていうことは日本では想像つかないでしょうけれども、アメリカでは真剣に考えているんですよ。そのコストをどうやって計算するかということと全く手が出ないということを知ってテレビコマーシャルを流しているのかなと僕は思っているんですけども。CO₂削減のために原発に走る危険性というのは、だれがどこでどういう責任を持つのかなと思っでは見ているんですが、CO₂に限定して今お話をしなければいけないので話をもとに戻しますけれども、CO₂削減のための方策転換として、今回の一般会計予算の中で具体的にどういうふうにピックアップすべきなのかということをお教えいただきたい。これが1つです。

もう1つは、予算書の25ページの水銀含有廃棄物処理業務委託ということで載っています。この水銀の問題も実は大きな問題で、2013年にアメリカのオバマ大統領は、水銀の輸出入を全面とは言いませんけどもほとんど禁止しようということで今動いています。多分そうなると思います。輸出、輸入も含めて日本は最大国に類するんですけども、こ

れを今後どうするんですかという問題が実は大きな問題としてあるんですね。

なぜ日本は水銀を多く使うのかという理由の1つに、神社仏閣の赤い色がありますよね。あの朱色は水銀を使わないと出ないらしいんです。ですから、そういうこともあって水銀を使わざるを得ないんですけれども。当然、恐らく全世界的に水銀の輸出入というのはほぼ全面禁止の方向になっていくと思いますので、これに向けて、通達はいずれあるんでしょうけれども、組合としてはどうするのかという問題。この2点をお尋ねしたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 来年度予算の中に入っているCO₂削減関連の予算ということでございますが、私どもの施設では、過去からCO₂対策はいろいろやっております、節電ですとか発電量をふやすとかいろいろやってまいりました。その中で来年度の予算では、照明器具を省エネタイプに変更すると、一部ですね。金額は実は大したことないんですが、総額で30万円ほどしか入っていないんですが、ごみピット、プラットホームのところにあります水銀灯を省エネタイプのものにかえていけたらということで予算化させていただいております。

○資源推進課長（佐藤元昭） 水銀含有廃棄物処理業務委託についてお答えいたします。

水銀含有廃棄物、これは2種類ありまして蛍光管と乾電池があります。御存じだと思いますけれども、乾電池はほとんど今水銀の入っていないものが多くて、輸入されてきている外国製の電池もしくはボタン電池の一部にしか使われていませんが、水銀が入っているものがある以上、そういったものが柳泉園組合にも入ってくる以上処理はしなければいけないということで、入ってくる以上柳泉園としては処理をしていくという考え方で来年度も業務委託をします。

今後、前回、前々回ぐらいの議会のほうでもありました水銀ではなくてLEDのほうにもっと全体的にシフトしていけば、こういった委託もなくなっていくのかなとは思っていますけれども、現段階では委託処理をせざるを得ないというのが現状でございます。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○8番（原まさ子） どこの項目というのは少し難しいなと思っておりますけれども、ごみ処理施設でよくスプレー缶が事故を起こしたり、この前の議案の中の説明の中でも保険でカバーできたということがありました、爆発したところの。

それで、私はスプレー缶とかカセットボンベの処理が、3市が共通していないということがわかったんですね。例えば、東久留米市はスプレー缶、カセットボンベという項目を

つくっておられて、必ずスプレーとカセットは分けて中身を使い終わってから出してくださいとなっています。しかし、西東京市でいうと、危険なものという扱いになっていて、できるだけ使い切って半透明、透明の袋に入れて出してください。清瀬市はというと、不燃ごみという扱いの中で、中身を使い切って穴をあけて出してくださいとなっているわけです。やはりこういうところはここの施設の運転管理にも非常に影響するところなので、各市が本来であれば統一していく必要があるのではないかと思います。事故が起こればそういうところにお金が出たり、保険でカバーできるということであれば保険料にも事故が起これば何か影響があるのではないかと思います。こういうところは例えば管理者の間で統一の方向が探れるのか、いや、ぜひ探っていただきたいと思います。

例えば、西東京市のできるだけ使い切ってという、できるだけだから個人の判断で多少残っていたりということもあれば、それが爆発するということにつながったりするのではないかと思います。予算の中でどこという項目で当てはまらないのですが、そのことを少し検討していただきたいと思いました。

それから、この予算全体でいうと、資源物の売り払いの価格というのは、相場で変動があって、予算化してもそれが増減するものだということですが、ごみ処理の手数料はやはり今後ふえる要素というのは、どこかの一部事務組合さんとかが事故があって、何かかわって処理しますよということがあったり、何か回収があればそういうことが伸びる可能性としてありますけれども、あまりそういうところの伸びが期待できない。また、そういう処理が多ければCO₂の発生にも関係してくると非常に悩ましい問題を抱えているわけで、その点をこの予算を組むときにどう判断して予算化したのか説明してください。

○資源推進課長（佐藤元昭） スプレー缶の件でございますが、これは私の記憶が正しければ、随分前は柳泉園組合として各市に使い切って穴をあけて出してくださいと言っていたと思います。その後いろいろ変化があって、東京都は穴をあけて出すなとかということがあって、各市の対応は変わってきていると思います。西東京市さんですと、一応分別してスプレー缶だけ出してください。東久留米市さんもそう、清瀬市さんは不燃ごみとして出してくださいというところで、時代とともに若干変わってきてばらばらになってきたのかなと思います。でも、実際に爆発事故は起こっています。収集のほうでも火災事故等は起こっていますので、できればやはり各市統一して、こういう事故のないよう

な収集方法に変更できればと思います。

また、売り払いの関係ですけれども、これは単価の設定ということでいいのでしょうか。（「そういうことになりますかね」と呼ぶ者あり）売り払いの価格の単価の設定、これはやはり難しいもので、平成22年度もかなり増になってしまった経過があります。そのときはリーマンショックで価格の暴落がありましたから、ここまで回復することは予測できなかったもので低目の設定で予算計上しています。

平成23年度の予算に関しましては、リーマンショック以降の、今回最近のものまで直近の6回の平均で端数カットということで、アルミ缶、スチール缶、ペットボトル、磁選機回収鉄は計上させていただいています。古紙類に関しましては、これもやはり変動が激しいものですから、実際の今、取引している価格の、物によって60%だったり70%だったりということで、若干見込んでの予算計上としております。

○助役（森田浩） 少し1点目のことで補足させてもらいたいんですけども、スプレー缶ですが、今、課長のほうから答弁させていただいたとおりなんですが、事務連絡協議会、3市の部課長が委員になっておりまして、柳泉園も当然、事務局をやっているんですけども、そこで過去等の経緯を踏まえまして再確認させていただいて、どこがどういう問題があって統一できないのかということも含めまして少し検討課題として議論はさせていただきたいと、その中でですね。お願いいたします。

○8番（原まさ子） スプレー缶とかカセットボンベに関しては、早急に対応していただくということなんだろうと理解いたしました。それはぜひよろしくお願いいたします。

それから、資源物の売り払いのところは、時価みたいなことがあるということなので、多少の増減があって補正になる可能性も含んでの予算だということに理解いたしました。ありがとうございました。

○5番（遠藤源太郎） ごみの処理手数料のことで、10ページですね、お伺いをいたします。

予算編成で、かなり20%ぐらいですか、前年度に比較して歳入を低く見積もって予算化されておりますけれども、先ほどの説明ですと、補正予算もそうなんですが、私車が、これは私の車で運ぶということなんだろうけれども、大幅に減っているということなんです、この私車で運べるということを一一般の市民の方というのはどのくらい周知しているのかどうかということですね。

ごみの処理量が減るということは、究極の目的としてゼロに近くなっていくということ

が目的なんでしょうけれども、そうしますと、この稼働のことなんですが、先ほど電力の売り払いというのがありましたよね。これも補正ですけど900万円ほど減額になっておりますが、この稼働はどういうことで、私は先ほど申し上げましたように10年ぶりなんで少し忘れていたことが多いんですけれども、24時間燃して、同じそのエネルギーが保たれているのか。炉の数が、ごみの量が少なくなると燃す炉のほうが数が、例えば1基だけではなくて何基もあって、大変失礼なんですけども少し忘れしているものですから、そういった面の稼働率ですとか、そういったことの違いによるものなのか、この辺のところをお聞かせいただきたいんです。

そして、何回も繰り返しますけど、私車の量が減ったということを補正でも説明があり、本予算のほうでも説明がありましたものですから、このことについてもお話をいただきたいと思います。

○技術課長（涌井敬太） 予算書の10、11ページに載っています款2使用料及び手数料、項2手数料のごみ処理手数料ということでよろしいですね。

○5番（遠藤源太郎） はい。

○技術課長（涌井敬太） こちらは、私車と一般的に言っておりますが、いわゆる事業系の一般廃棄物ということでございます。一般家庭のごみにつきましては、基本的には市の収集に従って柳泉園組合のほうに搬入していただくということでございますので、私どものほうから市民に対して、今トン当たり3万8,000円でございますが、この料金で処理をいたしますということは、積極的には広報しておりません。条例等は公表していますので、御存じの方は御存じでしょうけれども、基本は市で収集していただくということでございます。

それから、発電の計画でございますが、基本的には2炉運転で計画しておりまして、それで施設で使う電力量を超える分について売り払いをしているということでございまして、ごみの多い時期、それから、3炉ございますので、1炉が約1か月間、定期点検整備ということでとまります。10月には3炉全部の共通する部分を点検するために、15日程度とめます。その間については発電量は下がることはあります。ですが、基本は2炉運転で発電をして、売り払いの収入を得られるようにするという計画でつくっております。

○5番（遠藤源太郎） 私車のことですけど、一般市民の方は、当然そういうことでそれぞれの市が請け負ってやり方をしておりますが、事業系のごみのことで、多くの事業主の方はどこかに委託して回収してもらってどちらかで処分していただいているということで

はないかなと思うんですけども、その委託を受けた、委託というのかな、契約をした事業系のごみをこちらに登録をしていれば持ってくることができるのか、こちらではなくて、事業系のごみを処分するようなそういう民間の施設に持っていく、そういうことが多いのか、あるいはそういう傾向になってきているのか。こういうことを少しお聞かせいただければと思います。

○技術課長（涌井敬太） 基本的に事業系のごみはそれぞれの事業者の方が適切に処理をされるというのが法律で規定されております。その中で市町村は可能な限りそういったものを適切に処理しなさいよとなっておりますので、大変恐縮ですが、事業系の一般廃棄物の管理等につきましては関係市で許可等をされております。関係市のほうに事業系の収集運搬をしたいということで登録をされて、その業者さんが個々の事業所のところへ行って、幾ら幾らで処理できますよというお話をされてお仕事をされているんだと理解しております。

ただし、直接、関係市の事業者の方が一般廃棄物であれば柳泉園組合のほうにお持ちいただくことも可能でございますので、そういったものについては直接搬入されて、私どものほうで処理手数料をいただいているという形になってございます。

○5番（遠藤源太郎） いいです。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○6番（安斉慎一郎） 柳泉園組合負担金の計算方法について伺いたいと思います。

1の清瀬・東久留米市が3億6,206万2,136円の4分の1ということで、西東京市が4分の2となっておりますが、この考え方や今後はどうなっていくのかということについてまず1点。

それから、もう1点は、東久留米市環境整備負担金について、東久留米市さんがごみ分とし尿分と合わせて2,841万円で、清瀬市と西東京市がごみ分、し尿分とこれは分けたままだと思うんですが、その搬入量でこの同額を分けているような計算式になっているんです。これは、1つは環境整備負担金というのは、何らか東久留米市の環境整備のほうで歳出であるのかなと思って見たんだけど、少しわからないんです。どういう整備をしていくようになるのか、それとも単に負担割合を決めるためにこういう名称にしたのか、その辺を少し教えていただきたい。この考え方について1つ伺いたいと思います。これは負担金の関係ですね。

それから、予算のほうでは、23ページのごみ管理費の焼却灰の火格子購入ということ

で、1億3,583万円が消耗品費として計上されておりますが、この内容について、もう少し詳しく教えていただきたい。

それから、その下の定期点検の修繕料、これも3億7,442万円なんですけれども、これについても、例えば、先ほどもありましたが、何社でやっているのだとか、どういう契約の仕方をしているのかとか、その辺を伺いたいと思います。

この3点ぐらいでよろしく願います。

○総務課長（新井謙二） 負担金の計算の方法でございます。

財産的経費の中の公債費でございます。こちらにつきましては、清瀬市、東久留米市が4分の1、西東京市が4分の2でございます。なぜ西東京市が4分の2かといいますと、現公債費におきましては西東京市が合併する前の事業でございましたので、その負担については引き続き西東京市におきましては、旧田無分、旧保谷分ということで4分の2ということになってございます。ですから、当時そのときに起こしました起債において、償還が終了となれば減っていくものでございます。

それから、環境整備負担金でございます。

こちらにおきましては、東久留米市のほうに支払ってございまして、予算書でございしますが、大変恐れ入りますが17ページでございます。17ページ下段、負担金、補助及び交付金、こちらのほうの一番上に東久留米市環境整備負担金として2,866万9,000円を計上させていただいております。

○技術課長（涌井敬太） ごみ処理費、11節の需用費の関係でございます。

火格子は、金額は全部で5,500万円が来年度予算要求をさせていただいているものでございます。内訳は、火格子には3種類ありまして、H0というタイプのものが43個、H28と言われているものが40個、それからS0と言われているものが10個、そのほかウェアプレートと言っているものがありまして、これが2種類ありましてそれぞれ30個ずつ。それとサイドプレートと言われているものがございまして、これが2種類ありましてそれぞれ25個ずつ。合わせまして金額として5,500万円でございます。

それから、定期点検整備補修の増の理由ということでよろしいでしょうか。すべてをお話ししましょうか。

それでは、焼却炉本体というものが3炉ございますので、まず焼却炉本体の整備があります。これは中に入りまして清掃したり、火格子部品等の傷んでいるものがあれば交換をする。それからキャスターというものが落ちていますと、耐火材でございますが、そう

いったものを補修するといった作業でございます。

それから、灰処理設備といまして、焼却した灰を今度は焼却炉から出して灰ピットまで運ばなければいけませんので、そういったものの設備の整備。それから、汚水処理設備といまして、焼却した灰汚水等の整備。それから、施設内で使っている水等の処理をする設備の整備。それから、通風設備といまして、焼却をする際のガスの流れに沿った設備ですね、煙道ですとか、そういったものの清掃整備をいたします。それから、煙道・煙突整備といまして、焼却するガスを押し込む設備と引く設備があります。誘引通風機、押込送風機というんですが、そういったものの整備があります。それから、排ガスを処理する設備、集じん機という設備がございます。その点検整備ですね。それから、NO_x等を除去する窒素酸化物除去設備というものの整備。それから、発電等に使っておりますボイラー設備の点検整備。それから、発電設備と、プール等に熱を供給しておりますので、その余熱利用するための設備の整備ですね。そういったものがすべて合わさりまして、今年度予算ですと3億7,400万円という形になります。

前年度よりふえた主なものといえますと、2号炉でいいますと、灰処理設備の灰のレーン等の交換、これに約1,000万円。それから、1号炉も同様でして、灰のコンベヤの交換に約1,500万円。3号炉は平成21年度に実施しておりますので、これは3号炉はございません。大体4年から5年に1回、鉄製品なものですから、灰がかかってきますと腐食をいたしますので、ある一定期間で交換しなければならないといったものでございます。よろしいですか。

○6番（安齊慎一郎） ええ。

○技術課長（涌井敬太） そういったものが主なものでございます。

○6番（安齊慎一郎） 負担金のほうにつきましてはわかりました。

それから、今御説明いただいた焼却炉の火格子購入ということで、消耗品費で5,500万円ということで伺いました。それから、3種類あって、H0とかH何とか、メモが追いつかなかったんですが、SOがそれぞれ43、40、10個あるとか、サイドプレートが2種類あって25個ずつ、ウェアープレートがあるとかいうことで伺いましたが、5,500万円と伺って、そうすると、これは1億3,583万4,000円なんだけれども、その金額が5,500万円との関係ですね、少しわかるようにしていただきたいと思います。

それから、この修繕料につきましては、いろんな修繕、清掃、補修等の項目があって、それが一括してこの中に修繕料として入っているということですね。そうしますと、ただ

その中で大きいのが、この1号の1,500万円と2号炉の灰レールの交換の1,000万円というのが、これが合わせて2,500万円になっていますので、大きい部分を占めているということです。

そうしますと、こうした場合、先ほどの工事請負契約状況のところでも少し聞き漏らしたんですが、落札率が73%というのがあるけれども、99%が2つあって、それにはなぜ落札率が99%になっているのかということでの、業者が特定されているんだという御説明がその下の欄にありますけれども、この落札率の関係で競争性の確保とかいうことで、何らかその対策はないのかなというのも思っているもので、その辺もあわせてお答えください。

○技術課長（涌井敬太） 大変失礼しました。

消耗品費の中には、機械部品以外にもいろいろな品目がございます、機械部品費は全部で5,800万円でございます。それから、薬品がありまして、いわゆるクリーンポートに使うダイオキシン対策とか、塩化水素対策とかそういったものの薬品ですね。こういったものが約6,800万円ございます。それから、電気関係部品、これが大きなものとしましてはごみクレーンの給電ケーブル、ごみクレーンを動かすための電気を給電しているものでして、これが高いんですが、そういったものの電気部品が約520万円。補修材が、これは鉄板類ですが40万円。被服費として10万円。それから、作業用の消耗品、いろいろなマスク、防じんマスク、防毒マスク。それから、焼却炉の中に入りますにはダイオキシン対策をしなければいけないものですから、そういったダイオキシン対策用品等の消耗品費として150万円。それから、塗料として約4万円等が合わさってこの1億3,500万円という金額になります。

それから、定期点検整備補修でございますが、焼却炉定期点検整備補修は、3炉合わせまして来年度予算化させていただいておりますのは3億6,200万円でございます。そのほか、ごみクレーン、灰クレーンの点検整備で約900万円。それから、汚水処理設備の定期点検整備で約300万円あります。これらを合わせまして定期点検3億7,400万円ということになります。

それから、定期点検整備補修の予定額に対する落札率が高いというお話ですが、これは、この設備を納入した住友重機械工業のメンテナンス部門でございます住重環境エンジニアリングという会社に一括して特命随意契約で発注しております。

なぜかといいますと、焼却炉はいろいろな機器類が複雑に絡み合っていて機能している。ま

して、今の焼却炉はコンピューターで自動制御でございますので、そういったところまですべてを知っている業者さんでないと、短時間で一定の額で一定の成果を上げることが非常に難しいということがございまして、現在はこの焼却炉本体の整備につきましては住重環境エンジニアリングさん1社特命でやっております。

ただし、どこでもできるでしょうというものに関しては入札をしております。それが、先ほどお話ししましたごみ・灰クレーンの定期点検整備、これが約900万円ございますが、これは入札をしております。それから、汚水処理設備の定期点検整備工事約300万円ございますが、これも入札をしております。可能な限り分割をして、入札ができるものにつきましては入札をするようにさせていただいております。

本体に関しましては、特命随意契約ということでございますので、予算を抑えるという観点から、予算を作成する際に業者さんといろいろ折衝させていただいております。それで、当初予算に計上した額とほぼ同額が実は実施額になる。ただし、それは少なからず契約ですから、私どもが予定価格を決めて見積書をいただきますので、若干の差が出る、それが契約差金、ですから落札率が非常に高いということになります。よろしく願いいたします。

○6番（安斉慎一郎） 終わります。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○9番（西上ただし） 柳泉園組合負担金の計算方法の中で、先ほども議論になっていました財産的経費の公債費の負担割合の件でありますけども、先ほどの御説明の中で、西東京市の合併前の4市に伴う関係で4分の1または4分の2という設定にされていて、その償還というか終わりましたら3分の1ということになるというお話を聞いたかと思うんですが、その時期というのは具体的にいつごろになるのでしょうか。

あと、もう1点は、あまり細かいことであれなんですけども、厚生施設管理費のバス車内放送43万1,000円ということで出ているわけですが、この車内放送のエリア、また路線はどういったところでされているのか、その辺少し教えてください。

○総務課長（新井謙二） 負担金の計算方法の件についてでございます。

先ほど申したとおり、西東京市が合併する前の事業でございましたので、それぞれ均等に負担をしているものでございまして、予算資料の一番最後に添付されている資料でございます、14ページをすみません、恐れ入ります。

こちらの中で現在の償還されているものでございます。その中で、一番下のほう、4段

目に書かれている緑化整備事業でございますが、この事業内容におきましては緑化整備だけではなく、主なものとしまして旧第二工場の解体工事が主なものでございました。その関係で第二工場においては旧4市のときに計画した事業ということで、この15番目までの事業がすべて4分の1ずつでございます。

それから、これが終わって、新しい事業をもし行った場合については、その件については3分の1にするかどうかまだ決まっておりません。それらにつきましては管理者会議のほうで検討していただきたいと思っております。

○施設管理課長（中村清） バス車内放送についてでございますけれども、久留米西団地停留所経由に対するバスにおいては8路線ですね。滝山団地入り口では6路線のバスにおいて、柳泉園組合のグランドパークの車内広告を放送でかけております。

回数にいたしまして、西団地入り口どまりでは1日に123回、あとは柳窪1丁目ですと1日187回でございます。あと、滝山3丁目となりますと284回ほどの車内放送となっております。

○9番（西上ただし） ありがとうございます。

先ほどの公債費の按分の件で償還表ということで、そうしますと、確認なんですけれども、この平成32年の完済年度という形で、32年あるいは33年というのもありますね。そこまでが一応今の按分で算定されるということでよろしいでしょうか。

それと、バス路線の車内放送の件で、久留米のほうを重点的にやっていただくのは当然かとも思いますけれども、清瀬の竹丘地域の皆さんも柳泉園のプールやらさまざまな施設を利用している方もおります。車内放送でないにしても、例えばポスター等で掲示をするだとか、費用がかからない範囲の中で、やはりそうしたことも検討していただきたいと思うんですが、その辺についてどのようにお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○施設管理課長（中村清） 厚生施設の利用率を上げるために、これまでいろいろな対策を施してまいりましたが、そのほかに、今、議員がおっしゃられたように、駅前にポスターを張って、もう少し上げたらどうかということで、それはこれから検討課題かなと考えております。

○総務課長（新井謙二） すみません、大変失礼いたしました。先ほどの償還表に載っております起債の終了が平成33年でございますので、平成33年度、この現起債の残債におきましては既に4分の1または4分の2の負担ということになります。

大変失礼しました。年度のほうにおきまして、事業債で左のほうのナンバー9、10の

福祉施設建設工事におきましては、すみません、平成34年度終了でございます。ここのま
ででございます。

○議長（森田正英） ほかにございますか。

○1番（小山慣一） それでは、3点質問したいと思います。

1点目は、行政報告の中でも私は質問いたしましたが、エル企画でしたか、その売却
代金が未納ということでございます。平成23年度の予算の歳入の中で、雑入というんで
しょうかね、この中に回収鉄等売払が約1,100万円、それから、資源回収物売払という
ことで1億4,600万円ほどありますが、当然、あきらめたわけではないでしょうから、
この新年度予算の中に入っていると思いますが、この辺の確認をしたいと思います。

それから、2点目は、大変細かいところで申しわけないんですが、先ほど私どもの東久
留米の所属で職員給与の関係、いわゆる公務員の給与に関する件では、上田議員より全般
的というんですか、国民の声とか、もちろん構成3市の市民の声もいろいろ厳しくなって
いる現状から、特に職員手当等について伺いたいと思います。

以前、特殊勤務手当とかこういう手当の部分が、たしかいろいろなくした部分があろう
かと思います。私ども東久留米市でも、もう10年ぐらい前でしょうか、このような特殊
勤務手当をかなり廃止いたしました。もちろん、いろんな団体等とも交渉もあったわけで
ございますが、結果的にはかなりなくしました。しかしながら、この柳泉園組合という特
殊なプラントというのかな、場合によっては24時間の操業とか運転というんですか、こ
ういうことがあろうかと思いますが、この辺のこういう特殊勤務手当等の今後の見直しな
んかは多少考えているのかどうかを伺います。

それから、あわせて、子ども手当というのが、本年度が369万8,000円、前年度が
114万円となっております。本日も民主党の所属議員もおりますが、現在の民主党政権
は新年度で子ども手当が、一般的に1万3,000円、そして3歳未満児でしょうか、今度
2万円に上がるという新年度の予算案。そして、関連法案が現在国会で審議されておしま
して、いろいろ新聞紙上、マスコミ等では、なかなか解決なりするのが難しいという論評
もある中で、この辺の子ども手当というんですか、このような計上というのは、しからば
どのような形で計上しているのかどうか。現在の民主党を中心とするこの政権の予算とい
うんですか、関連法案に基づいて計上しているのかどうかを伺います。

3点目は、最後です。私はくまなく給与関係の別表というのはよく見させていただくん
ですが、特に33ページに地域手当という欄がありまして、12.0%、これは東久留米市

の給与条例に準拠すということですので、現在、東久留米市の地域手当の12.0%はよろしいんですが、この下の欄に支給対象職員数47人とあるんです。これが正規の職員は、30ページですね。一般職が本年度は41人、そして再任用が6人ということで、合わすと47人ということになると思うんですが、正規職員並びに再任用の方の6人ですか、この方も同じ地域手当が12.0%ということなのでしょうか。

以上3点を伺います。

○総務課長（新井謙二） まず1点目、エル企画について、未納額についての予算化ですが、これについては現予算の中には入っておりませんが、今年度の3月31日までに入っていない場合につきましては繰り越しの調定を起こすことによって、4月1日の新年度予算の中には入ってまいります。

それから、特殊勤務手当でございますが、現行の特殊勤務手当におきまして、平成20年4月1日付で全面改正を行ってまいりました。以前におきましては月額で定められておりました現場作業手当などにつきましては、そういったことをすべてやめまして、現行では1勤務当たり300円と、そういった形に全面改正をしております。改正前の予算の総額でございますと560万円を超えておりましたが、現在は127万円程度に抑えられております。

今後の改正でございますが、現在のところは考えてございませませんが、ほかの状況、他団体の状況などを見ながら今後は検討していきたいと思っております。

それから、子ども手当の件でございますが、現在、子ども手当の対象児童といたしまして25名が対象になっております。その中の考え方でございますが、3歳未満におきましては1名が対象になっておりますが、3歳未満におきましては2万円を計上させていただいております。そのほかについては1万3,000円でございます。

最後に、地域手当の関係でございます。議員おっしゃるとおり、正規の職員41名、再任用6名、47名でございます。

○1番（小山慣一） それぞれ御答弁ありがとうございました。

1点目につきましては、平成22年度予算でしょうか、3月31日まで執行予定。願わくば3月31日までに約1,000万円入ってくればいいんですが、それができないこととなると、また翌年度に、当然、何という専門用語なんだろうね、繰り延べというのかな。歳入ですからまた違う表現だと思いますが、行政報告の質問の中でも申し上げましたけども、適切に処理方をお願い申し上げます。

それから、2点目なんですけど、約3年前に全面的に見直しをしたということでございます。先ほど申し上げましたとおり、特殊な仕事ですから、ある意味では理解するところもありますけど、しかしながら、構成3市の市民も、なかなか私どもの議員という報酬、そしてまた、先ほどの上田議員のお話ではないですけど、公務員給与そのものについてもかなり関心なり指摘もありますので、この特殊勤務手当以外、時間外、休日勤務手当、夜間勤務手当、これら等につきましても今後検討するというところでございますので、ぜひ検討方をお願いしたいと思います。

それから、子ども手当はわかりました。私の質問は人数ではなくて、現在の政府の予算、いわゆる関連法案に準拠して計上しているのか。しているのならば、たしかこれらは職員数の事業者負担というんですか、この辺の部分もあろうかと思えます。この辺の事業者負担の分、柳泉園が支出する分、これらが恐らく1万3,000円、3歳未満によっては2万円ですか、この辺のところというんですか、全額とか、こういうところになっていますので、この辺について伺います。人数のことは結構です、総体的には25名ということですので。

それから、3点目は、構成市の、私どもはたしか再任用も12.0%、地域手当をいただいているのかな。ほかの構成2市、西東京さん、清瀬さんも同じ歩調なのかどうかを再度伺います。

したがいまして、2点目と3点目を再度御答弁いただきたいと思えます。

○総務課長（新井謙二） まず、2点目でございますが、議員おっしゃるとおりの状況で積算をいたしました。

それから、3点目におきまして、地域手当の状況でございますが、西東京市及び清瀬市におきましては15%と聞いております。

再任用の取り扱いについては、少しその辺については聞いてございません。

○1番（小山慣一） 再度質問したいと思います。

地域手当、これにつきましては国が定めるんですか。何とか1級地とか、何というんですか。例えば、清瀬さんの場合は国基準だと幾つとか、西東京さんは人口が多いし、まちも発展しているとかね。こういう部分で、私の記憶では、東久留米よりは国基準がたしかいいかなんて思っていますが、そういうことで12%ということになりました。正規職員と同じというのかな、たしか再任用の場合は、定年なりあるいは退職して、以前の給与よりはかなりダウンすると思えますけども、この辺の地域手当につきましては今後もこ

のような形でいくのかを伺います。

なお、質問はこれで終わりますが、柳泉園組合のますますの発展と、また、何回も言いますように特殊プラントという性格で、約10年ぐらい経過する中で、今後リフォームというんですかね、このような重大なこともあります、懸案課題もありますけども、未来永劫、安全な運転を操業なりしていただけるよう御祈念申し上げまして、質問を終わります。

したがいまして、3点目についてももう一度伺います。ありがとうございました。

○助役（森田浩） 再任用職員の関係につきましては、地方公務員法の改正に基づきまして制度ができたわけですから、それに基づいて執行していくということになりますと、再任用職員につきましても正職員と同様の調整、地域手当ということが適正な執行だと考えております。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○2番（沢田孝康） 1点だけ質問させていただきます。

今回、基金で、16ページにありますが、職員退職給与基金積立金が4,000万円積み立てられまして、8,000万269円になっていますよね。来年度末の退職職員の数がわかれば。これから退職される方もいらっしゃると思うんですけども、その退職する人数に合わせて当然、基金の積み立てをしなければいけないと思うんですが、その計画は大丈夫なのかということですね。

それとあと、通常、公務員は勧奨退職制度があると思うんですけども、柳泉園組合の職員も勧奨退職制度があるのかどうか。それで、勧奨退職をお使いになった方がもしいらっしゃれば、過去に何人ぐらいいらっしゃるのか確認をしたいと思います。

○総務課長（新井謙二） それでは、まず先に退職者の予定でございますが、平成24年度までは定年退職の予定はございません。それ以降におきましては、25、26と予定者がそれぞれ2名、それから27、28におきましてはそれぞれ1名ずつでございます。29年におきましては3名、それ以降は2名、1名ということになります。

毎年4,000万円ずつ積んでいけばこの定年退職者及び普通退職者が万が一出た場合、2名ほどの分について賄えると思っておりますので、毎年4,000万円をお願いしたいと考えております。

それから、定年退職及び勧奨退職の規則でございますが、柳泉園組合におきまして勧奨退職という制度はございません。

本予算の32ページを申しわけございません。

32 ページの一番下の欄でございます。定年制退職及び勸奨退職に係る退職手当でございますが、ここに書かれている支給率でございますが、これにつきましては定年退職のみでございます。現行におきましては勸奨退職はなく、そのかわり20年以上勤務した者が50歳以上、そういう対象者におきましては、定年退職者と同じ率で支給をしておるところでございます。

○2番（沢田孝康） ありがとうございます。

今の説明だと、例えば、20年勤続の者で50歳を超えた方は、この支給率35カ月ではないということですか。それよりも多いということですか。

○総務課長（新井謙二） 勤続が20年、それから、50歳以上の方で退職手当の支給率におきましては、議員おっしゃるとおり20年勤続の場合ですと35月ということでございます。

○2番（沢田孝康） ごめんなさいね、確認しますが、そうすると、例えば普通退職の場合で、20年勤続で50歳を超えている場合は35月ということですか。例えば20歳で入社をされて、20年勤続して、40歳で仮に退職した場合というのは、この月数ではないということですね。そういう意味ですか。

○総務課長（新井謙二） 定年退職ではなくて普通退職の場合でございますが、普通退職で勤続年数が20年以上で50歳以上の普通退職の場合は、定年退職の率を適用するという規定になってございます。

失礼しました。50歳未満ですと普通退職となります。ここに書かれている35月ではございません。大変失礼いたしました。

○議長（森田正英） ほかに質疑ございますか。

○8番（原まさ子） 先ほどの危険物の中のスプレー缶とカセットだけ私は申し上げておりましたけれども、今、使い捨てのライターのことでも大変問題になっておりますので、そのことについてもぜひ入れて統一の基準にさせていただければと思います。清瀬市は調べてみると使い捨てライターについてはどういう扱いにしているのか記述がないという状況にもなっておりまして、すみません、ぜひつけ加えてよろしく願います。

○議長（森田正英） 要望でよろしいですね。

○8番（原まさ子） はい。

○議長（森田正英） それでは、質疑は大丈夫ですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 以上をもって議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論を受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第3号、平成23年度柳泉園組合経費の負担金については、原案のとおり可決されました。

続いて、これより議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論を受けいたします。討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森田正英） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結し、これより議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（森田正英） 挙手全員であります。よって、議案第4号、平成23年度柳泉園組合一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時46分 再開

○議長（森田正英） 休憩前に引き続き、定例会を再開いたします。

○議長（森田正英） 「日程第14、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

遠藤委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（遠藤源太郎） 廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、日程第1、委員席の指定を行いました。

次に、日程第2、委員長の互選を行い、私が委員長に当選いたしました。

なお、陳情の審査案件はございませんでした。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。
ありがとうございます。

○議長（森田正英） 以上で報告が終わりました。

ここで、職員をして議席番号表、特別委員会委員名簿等、議員及び特別職名簿を配付させます。

以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

これにて平成23年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 森 田 正 英

議 員 上 田 芳 裕

議 員 石 塚 真知子